

第 2 回

石巻地域合併協議会

〔開催日：平成15年8月28日(木)〕
〔場 所：石巻ルネッサンス館〕

石巻地域合併協議会事務局

第2回 石巻地域合併協議会 資料目次

報告事項

- 報告第 16 号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について・・・ P 1
報告第 17 号 石巻地域合併協議会会議運営規程について・・・ P 8

協議事項

- 協議第 1 号の 1 合併の方式（協定項目 1）について・・・ P 10
協議第 2 号の 1 合併の期日（協定項目 2）について・・・ P 11

提案事項

- 協議第 3 号 新市の名称（協定項目 3）について・・・ P 12
協議第 4 号 新市の事務所の位置（協定項目 4）について・・・ P 18
協議第 5 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目 7）について・・・ P 24
協議第 6 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目 8）について・・・ P 33
協議第 7 号 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目 11）について・・・ P 44
協議第 8 号 電算システム事業の取扱い（協定項目 24）について・・・ P 56

議決事項

- 議案第 4 号 石巻地域合併協議会小委員会設置規程について・・・ P 62
議案第 5 号 石巻地域合併協議会小委員会委員の選出について・・・ P 65

その他

- ・第 3 回 石巻地域合併協議会の日程について・・・ P 67
・第 1 回 石巻地域合併協議会小委員会の日程について・・・ P 68

附属資料

- 1 市 6 町電算システム統合に関する調査報告書の概要について・・・ 別冊

第 2 回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成15年8月28日(木)
午前10時～
場 所：石巻ルネッサンス館
1階 マルチ交流ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 16 号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について

報告第 17 号 石巻地域合併協議会会議運営規程について

(2) 協議事項

協議第 1 号の 1 合併の方式（協定項目 1）について

協議第 2 号の 1 合併の期日（協定項目 2）について

(3) 提案事項

協議第 3 号 新市の名称（協定項目 3）について

協議第 4 号 新市の事務所の位置（協定項目 4）について

協議第 5 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目 7）について

協議第 6 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目 8）について

協議第 7 号 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目11）について

協議第 8 号 電算システム事業の取扱い（協定項目24）について

(4) 議決事項

議案第 4 号 石巻地域合併協議会小委員会設置規程について

議案第 5 号 石巻地域合併協議会小委員会委員の選出について

(5) その他

・第 3 回 石巻地域合併協議会の日程について

・第 1 回 石巻地域合併協議会小委員会の日程について

5 そ の 他

6 閉 会

報告第16号

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会について

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会(第1回)の開催結果について、別紙のとおり報告する。

平成15年8月28日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

「新市まちづくり計画検討委員会 第1回」記録

| | |
|-------|--|
| 開催月日 | 平成 15 年 8 月 12 日（火）午前 10:00～ |
| 会 場 | 石巻ルネッサンス館 |
| 主 題 | オリエンテーション |
| 議 題 等 | 1．委嘱状交付 2．協議会会長挨拶 3．委員・アドバイザーの紹介 4．役員選出 5．委員長挨拶 6．検討要請 7．新市まちづくり計画等について説明 8．講話 ・石巻専修大学経営学部教授 木伏良明氏 ・特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター常務理事 紅邑晶子氏 代表理事 加藤哲夫氏 9．次回の会議日程について |
| 資 料 | ・議事資料 ・住民意識調査報告書 ・他市町建設計画（中間案等） |

1．委嘱状交付

石巻地域合併協議会会長 石巻市長土井喜美夫より、各市町委員代表を通じて委嘱状が交付された。

2．協議会会長挨拶

法定石巻地域合併協議会の設立（平成 15 年 7 月 25 日）、第 1 回法定合併協議会の開催（平成 15 年 8 月 7 日）など、今日までの経緯が説明され、多くの課題を解決していかなければならないこと、将来を見据えた地域の活性のために、合併の実現に向けて相互の互譲を発揮することが重要であることが述べられた。

合併によってめざす将来像を描く「新市まちづくり計画」には、地域住民の意向を反映することが最も重要である。合併の実現にむけ、委員の皆様各々の立場で一体性をもった均衡ある発展のために、将来のまちづくりについての活発な議論への参画がお願いされた。

3．委員・アドバイザーの紹介

新市まちづくり計画検討委員会委員、アドバイザー（石巻専修大学経営学部教授 木伏良明氏、特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター代表理事 加藤哲夫氏、常務理事 紅邑晶子氏）につづき、合併協議会建設計画分科会構成員、協議会事務局員、また計画策定支援業務委託先：（株）日本コンサルタントグループが紹介された。

4．役員選出

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会設置規程を事務局より説明後、委員からの推薦により、委員長に伊藤和夫氏（石巻市）が選任された。

副委員長については、委員より石巻市以外の6町の中から、女性・男性を各1名ずつ選出すべき、また、事務局案はないかという意見が出された。副委員長事務局案として千葉健子氏（雄勝町）および岡田邦彦氏（牡鹿町）が提案され、了承された。

5．委員長挨拶

伊藤和夫氏より、委員皆様のご協力とご指導がお願いされた。

6．検討要請

石巻地域合併協議会会長より伊藤和夫委員長に、新市まちづくり計画に関する検討と提言についての要請がなされた。

7．新市まちづくり計画等について説明

事務局より「議事資料」をもとに、

協議会の経緯， 新市まちづくり計画（建設計画）について， 新市まちづくり計画検討委員会の役割について説明された。

8．講話

（1） 石巻専修大学経営学部教授 木伏良明氏

はじめに

【生活圏としての再認識を】

- 石巻圏域は共通の生活基盤を有し、支え合っていることを再度見直し、認識すべきである。合併は、「働く（職）」と「住む（住）」の一体化を考えることにつながり、その選択肢が広がると考えられる。

【1市6町の合併は、満足をつくりだすものでなければならない】

- 石巻地区住民の合併への関心は極めて高い。
- 生活環境や行政サービスの現状に対する住民の満足度は低く、福祉医療健康づくりを除いて、高い不満を示している。特に、中小企業育成や行政への住民意向の反映についての不満が顕著である。

以上、石巻地区1市6町建設計画策定のための住民意識調査報告書より。

- これらの不満の低減、満足度を高めるために力を結集し、努力して行くことが前提となる。合併の必要性は、これに深く関連している。

- 1市6町の合併は、生活環境や行政サービスを改善し、住民満足を高めるものでなければならない。

【まちづくりの必要条件】

- 都市と農村の共生、伝統と文化の共有、産業と福祉の共有、人と自然の共存
合併の背景と新市建設計画

【合併の背景、対応すべき事項】

- 行政の効率化、住民の欲求と満足
- 財政赤字、財政の再建
- 環境変化・構造変化への対応
- 地方分権、住民参加

【経営戦略となる新市建設計画を】

- 合併新市の姿(将来像・イメージ)方針をどんな言葉で表現するかが重要である。
イメージとは心・頭に中に想起する姿であるが、言葉にしない限り明確にできない。これを表現するのが「新市の基本構想・ビジョン」である。
- 構想には、まちづくり理念と経営戦略である方針が示される。
- 新しいまちづくりのイメージを描くために、各委員が積極的な意見・自分の考えを出し、共に考えていただく作業が重要である。

新市のまちづくりの仕組み

【まちづくり「便利で人間らしい生活」を考えるキーワード】

- 安全性、利便性、アメニティ、地域性、共同性を縦軸に、ハード(自然と科学)、ソフト(意識、生活様式、制度)、人間性(美しさ、楽しさ、暖かさ)を横軸にマトリクスで考えることが重要である。

まちづくりの理念を考えるために

【一般的な基本理念】

- 「共生性」、「共有(目的)性」、「共感性」、「共益性」

【具体的な基本理念：例えば】

- 「健康・安全・豊か」：産業の活性化と医療福祉
- 「環境保護」：海と川と人を守る・かけがえのないふるさと・住む人々にとってのふるさと
- 「住民参加」：新しい市民主体のまちづくり
- 「地域文化」：特徴ある自然と歴史と文化の融合

【石巻圏域が持つ多様性が手をつなぐ観点を】

- 北上川の自然の恵み、海岸の自然、歴史と文化、漁業、農業、水産加工業、製紙業、観光業、製造業・商業、医療……

協働のまちづくりの原則

- 「対等性」、「統合（部分と全体、知恵を働かせての合意）」「目的共有」、「積極参加」、「立場性（肩書き）排除」、「楽しさ創造」を原則に。
- 今回のまちづくり計画検討委員会討議参画の基本にし、確認してほしい。

おわりに

- まちづくりとは、『住み人たちが安心して住める環境を経済的にも精神的にも保障すること』。そして、まちづくりは、住民同志の協力で『「ゆとり（暮らし）+くつろぎ（心）+らしさ（まちの特性）」を作り出すこと。
- 「独自のらしさ」があってこそ愛着も誇りも湧く。“わがふるさととして誇れるまちづくり”を期待する。

(2)-1 特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター常務理事 紅邑晶子氏

せんだい・みやぎ NPO センターの活動

- 市民活動の運営等を応援している団体である。行政・企業とをつないでいく、どちらでもない市民が担い手となるサービスのあり方、市民の声がどのように反映され、届けられるのか、などを主題にした業務をしている。

市民参加とまちづくりワークショップ

- 今回の新市まちづくり計画検討委員会は、「政策を考える場への参画（住民の声を届ける）ワークショップ」となる。
- 特に、柔らかく楽しく進め、協働作業から成果をあげることで、行政だけでは解決できない課題が多いことを認識すること、行政・企業・地域・個人...とそれぞれができることは何かを考えること、それぞれがどのように行動すべきかを示す行動計画が重要である。（問題意識と解決策を探る様々な意見を基に、仙台市における市民参加での条例改訂、行動計画づくりに至った「ポイ捨てごみ」に関する区毎のワークショップ受託事例の紹介から）

今回のまちづくり計画検討委員会の重要性と会議の進め方

- 今回のまちづくり計画検討委員会は、行政に任せ放しにしない良いチャンスとして位置づけられる。特に「生活者の視点」を活かし、まちづくりに反映させることが重要である。
- まず自分の家の身の回りのことから考え、次いでひと回りもふた回りも拡大したまちのエリアの観点から考えてみる。また、各委員それぞれの立場・属性、専門性を活かして考えてみる。そして、1市6町というエリアを鳥瞰・俯瞰して見る必要がある。
- 検討委員会では、毎回討議テーマを設定し、グループで討議を進める。話し合いの方法を毎回工夫し、私どもでうまくリードし、お手伝いしていく。（委員会を新

しいまちを産み出そうとしている妊婦さんに例えれば、私どもの役割は妊婦さんの介添・介助人にたとえられる。このように呼吸すると楽ですよ...みたいに。)

- 委員のみなさんには、「発言する(言う・話す)こと」、「発言を聞くこと」をお願いする。これを重ねて行くことが議論である。「考えること」と「討議経過を目に見えるかたちで整理し、記録すること」を重ねて、計画づくりという目標、ゴールへ向かってステップを踏む。たとえ、脱線する話し合いがあっても無駄なことでは無い。

(2)-2 特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター代表理事 加藤哲夫氏

住民参加の基本姿勢(要点)

- 信頼(立場を超えて互いに学び合える関係をつくる)、共同(みんなで一緒に行く共同作業の機会を多くつくる)、自己実現のサポート(1人一人の人格を尊重し、参加者の前向きな姿勢や提案を認識し応援する)、権限(参加の場で決められる事をたくさんつくる)、創造の機会(対立する意見や価値観を創造の源と考える)
- 「ひとつのまち」として、すぐに愛着やアイデンティティを持つことは難しい。愛着や所属意識は創るものである。それは参加から生まれ、促進される。

参加のまちづくり

- 新市建設計画の建設の意図は、「新しいまち・新市をつくる」にある。
- この検討委員会を新市誕生に立ち会う貴重な機会、市民主役のまちづくり(参加の場)に向けた先発隊としての役割にされたい。

パートナーシップの精神でまちづくり

- 今回のまちづくり計画検討委員会をパートナーシップを考える機会として、活用して欲しい。行政単独で地域経営・まちづくりは無理な時代であることは明らかである。
- 例えば、教育の問題がある。親・地域コミュニティの人達自身が学校というものに参加し、教育というものに一緒に責任を持っていく社会構造と意識がないと、教育が抱える問題は解決しない。
- 福祉もしかりであり、行政のサービスは一方的に何かを提供する形になっている。住民自らが当事者として参加し、関与をしないかぎり、まさにパートナーシップでないと解決しない問題が増えている時代である。

9. 次回の会議日程について

8月下旬、広範囲な地域から参加されるので、日中の開催を基本に、委員長、アドバイザーと協議の上で設定し、ご案内することで了承された。

以上(閉会 12:00)

新市まちづくり計画検討委員会委員名簿

| 市町名等 | 氏名 | 職業（関係団体等） | 備考（役員等） |
|--------|-----------|------------------------------|---------|
| アドバイザー | 木 伏 良 明 | 石巻専修大学経営学部教授 | |
| 〃 | 加 藤 哲 夫 | 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター代表理事 | 運営 |
| 〃 | 紅 晶 子 | 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター常務理事 | 運営 |
| 石巻市 | 伊 藤 和 男 | 石巻体育協会会長 | |
| 〃 | 古 藤 野 靖 | 21石会副会長 | |
| 〃 | 境 政 幸 | 民生委員 | |
| 〃 | 田 村 百 合 子 | 石巻市父母教師会連合会事務次長 | |
| 〃 | 千 葉 直 美 | 国際交流協会会員 | |
| 〃 | 平 塚 隆 一 郎 | 会社役員 | |
| 〃 | 村 山 ち よ え | 介護支援専門員 | |
| 〃 | 山 本 公 恵 | 石巻を考える女性の会副会長 | |
| 〃 | 和 賀 井 啓 之 | 商 業 | |
| 河北町 | 佐 々 木 文 彦 | 農 業 | |
| 〃 | 高 橋 君 代 | ホームヘルパー | |
| 〃 | 山 内 淑 子 | 主 婦 | |
| 雄勝町 | 佐 々 木 勝 治 | 社会福祉協議会会長 | |
| 〃 | 高 橋 頼 雄 | 商工会青年部部長 | |
| 〃 | 千 葉 健 子 | 主 婦 | |
| 河南町 | 市 川 敏 子 | JAいしのまき河南女性部長 | |
| 〃 | 佐 藤 義 博 | 農 業 | |
| 〃 | 中 塩 勝 市 | 河南町行政改革町民会議委員 | |
| 桃生町 | 大 沼 徳 雄 | 商 業 | |
| 〃 | 菅 野 美 貴 子 | 団体職員 | |
| 〃 | 西 條 弘 悦 | 農 業 | |
| 北上町 | 遠 藤 市 男 | 漁 業 | |
| 〃 | 武 山 利 子 | 会社役員 | |
| 〃 | 横 山 宗 一 | 旅 館 業 | |
| 牡鹿町 | 遠 藤 信 子 | 社会教育委員 | |
| 〃 | 岡 田 邦 彦 | 商 業 | |
| 〃 | 鈴 木 榮 悦 | 漁 業 | |
| 石巻市 | 小 畑 孝 志 | 総務部財政課 | |
| 〃 | 高 橋 憲 悦 | 総務部総務課 | |
| 〃 | 水 沼 顯 徳 | 市立病院事務部門総務課 | |
| 河北町 | 梶 原 敏 彦 | 企 画 課 | |
| 雄勝町 | 永 沼 良 二 | 町 民 課 | |
| 河南町 | 渋 谷 高 雄 | 福 祉 課 | |
| 桃生町 | 首 藤 博 敏 | 産 業 振 興 課 | |
| 北上町 | 今 野 政 明 | 建 設 課 | |
| 牡鹿町 | 相 原 良 市 | 教 育 課 | |

※名簿は各市町ごと50音順になっています

報告第17号

石巻地域合併協議会会議運営規程について

石巻地域合併協議会会議運営規程を別紙のとおり報告する。

平成15年8月28日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石巻地域合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石巻地域合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、石巻地域合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を非公開とするときには、協議会の会長(以下「議長」という。)は、出席した委員の半数以上の者の賛同があるときは、これを公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(会議の進行)

第5条 会議における議事の決定は、全会一致によることを原則とする。ただし、協議が整わず、会議の進行に支障が生じると議長が認めた場合は、出席した委員の4分の3以上、かつ、委員総数の半分以上の賛同をもって決し、議事を進めることができるものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 会議項目
- (4) 会議の全内容
- (5) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。

(規律)

第9条 何人も、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月7日から施行する。

協議第1号の1

合併の方式（協定項目1）について

合併の方式について、協議を求める。

平成15年8月28日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

| 項目 | 合併の方式（協定項目1） |
|------|--------------|
| 調整方針 | |

平成15年 8月 7日 （確認・継続協議）

平成15年 月 日 （確認・継続協議）

協議第 2 号の 1

合併の期日(協定項目 2)について

合併の期日について，協議を求める。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

| 項 目 | 合併の期日(協定項目 2) |
|------|---|
| 調整方針 | 市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)における財政支援措置等の適用期限内に合併するものとする。なお，現行法の適用期限は，平成 1 7 年 3 月 3 1 日までであるが，同法改正に関する国の動向を見定めた上で，その期日を決定することとする。 |

平成 1 5 年 8 月 7 日 (確認・継続協議)

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協議第 3 号

新市の名称(協定項目 3)について

新市の名称について，協議を求める。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

| 項 目 | 新市の名称(協定項目 3) |
|------|---------------|
| 調整方針 | |

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

【幹事会での協議結果】

新市の名称(協定項目 3)については，特に重要と思われるため，石巻地域合併協議会規約第 1 2 条第 1 項に規定する小委員会を設置して調査及び審議し，協議会において決定する。

新市の名称についての選択肢

- 1 既存の名称を使用
知名度，文化・歴史や他名称にしたときの膨大な経費が投入され，新たな名称を認知されるまで多くの時間を要するなどの事由により既存の名称を主体に協議会として協議を行う。
- 2 公募方式
合併関係市町の住民又は一般から名称案をハガキ，FAX，Eメール等で公募し，合併協議会において協議・決定を行う。
- 3 アンケート方式
合併協議会小委員会を設置し，名称の候補をいくつか選定した上で，住民アンケート調査を実施し，その上位となった名称案について合併協議会で協議を行う。
- 4 小委員会方式
合併協議会小委員会を設置し，名称の候補をいくつか選定したし，合併協議会で協議を行う。
- 5 その他

「いずれかの合併市町村名」を採用した例

| 都道府県名 | 新市町村名 | 合併方式 | 合併年月日 | 旧市町村名 |
|-------|-------|------|-----------|-----------------|
| 岐阜県 | 藤橋村 | 編入 | S62.4.1 | 藤橋村、徳山村 |
| 宮城県 | 仙台市 | 編入 | S62.11.1 | 仙台市、宮城町 |
| 茨城県 | つくば市 | 編入 | S63.1.31 | つくば市、筑波町 |
| 宮城県 | 仙台市 | 編入 | S63.3.1 | 仙台市、泉市 |
| 宮城県 | 仙台市 | 編入 | S63.3.1 | 仙台市、秋保町 |
| 熊本県 | 熊本市 | 編入 | H3.2.1 | 熊本市、北部町 |
| 熊本県 | 熊本市 | 編入 | H3.2.1 | 熊本市、河内町 |
| 熊本県 | 熊本市 | 編入 | H3.2.1 | 熊本市、飽田町 |
| 熊本県 | 熊本市 | 編入 | H3.2.1 | 熊本市、天明町 |
| 岩手県 | 北上市 | 新設 | H3.4.1 | 北上市、和賀町、江釣子村 |
| 静岡県 | 浜松市 | 編入 | H3.5.1 | 浜松市、可美村 |
| 茨城県 | 水戸市 | 編入 | H4.3.3 | 水戸市、常澄村 |
| 岩手県 | 盛岡市 | 編入 | H4.4.1 | 盛岡市、都南村 |
| 長野県 | 飯田市 | 編入 | H5.7.1 | 飯田市、上郷町 |
| 茨城県 | 鹿嶋市 | 編入 | H7.9.1 | 鹿島町、大野村 |
| 兵庫県 | 篠山市 | 新設 | H11.4.1 | 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 |
| 新潟県 | 新潟市 | 編入 | H13.1.1 | 新潟市、黒埼町 |
| 茨城県 | 潮来市 | 編入 | H13.4.1 | 潮来町、牛堀町 |
| 岩手県 | 大船渡市 | 編入 | H13.11.15 | 大船渡市、三陸町 |
| 茨城県 | つくば市 | 編入 | H14.11.1 | つくば市、荃崎町 |
| 広島県 | 福山市 | 編入 | H15.2.3 | 福山市、内海町、新市町 |
| 山梨県 | 南部町 | 新設 | H15.3.1 | 南部町、富沢町 |
| 広島県 | 廿日市市 | 編入 | H15.3.1 | 廿日市市、佐伯町、吉和村 |
| 静岡県 | 静岡市 | 新設 | H15.4.1 | 静岡市、清水市 |
| 広島県 | 呉市 | 編入 | H15.4.1 | 呉市、下蒲刈町 |
| 愛媛県 | 新居浜市 | 編入 | H15.4.1 | 新居浜市、別子山村 |
| 福岡県 | 宗像市 | 新設 | H15.4.1 | 宗像市、玄海町 |

「新しい名称」を採用した例

| 都道府県名 | 新市町村名 | 合併方式 | 合併年月日 | 旧市町村名 |
|-------|--------|------|-----------|-------------------------|
| 茨城県 | つくば市 | 新設 | S62.11.30 | 大穂町、谷田部町、豊里町、櫻村 |
| 茨城県 | ひたちなか市 | 新設 | H6.11.1 | 勝田市、那珂湊市 |
| 東京都 | あきる野市 | 新設 | H7.9.1 | 秋川市、五日市町 |
| 東京都 | 西東京市 | 新設 | H13.1.21 | 田無市、保谷市 |
| 埼玉県 | さいたま市 | 新設 | H13.5.1 | 浦和市、大宮市、与野市 |
| 香川県 | さぬき市 | 新設 | H14.4.1 | 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 |
| 沖縄県 | 久米島町 | 新設 | H14.4.1 | 仲里村、具志川村 |
| 群馬県 | 神流町 | 新設 | H15.4.1 | 万場町、中里村 |
| 山梨県 | 南アルプス市 | 新設 | H15.4.1 | 八田村、白根町、戸女村、石早町、柳形町、田西町 |
| 岐阜県 | 山県市 | 新設 | H15.4.1 | 高富町、伊自良村、美山町 |
| 広島県 | 大崎上島町 | 新設 | H15.4.1 | 大崎町、東野町、木江町 |
| 香川県 | 東かがわ市 | 新設 | H15.4.1 | 白鳥町、大内町 |
| 熊本県 | あさぎり町 | 新設 | H15.4.1 | 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村 |
| 宮城県 | 加美町 | 新設 | H15.4.1 | 中新田町、小野田町、宮崎町 |

この資料は、昭和62年4月1日から平成15年4月1日までの全国の合併事例である。

すでに合併した新設合併市における「新市の名称」の決定方法

| 新市名 | 実質的な審議機関 | 公募の有無 | 審議方法 | 備考 |
|--------|----------------------------|-------|---|--|
| 北上市 | 3市町村合併に関する合同会議（首長、議長ほか） | 無 | 法定協議会発足前に、基本的事項のひとつとして、「合併の時期」「合併の形式」「事務所の位置」とあわせて協議・決定した。 | |
| ひたちなか市 | 法定協議会第2小委員会（首長、正副議長、県職員ほか） | 有 | 公募結果（約5,000件）をもとに協議し、候補名1点（ひたちなか市）を協議会に報告した。 | 「ひたちなか市」と「勝田市」で意見が分かれた経緯がある。 |
| あきる野市 | 両首長（法定協議会） | 無 | 当初、小委員会において協議していたが、調整がつかず、法定協議会の場で協議することとなった。最終的には、両首長が協議し決定された。 | 五日市町は「五日市」を、秋川市は「新しい名称」をそれぞれ主張した。 |
| 篠山市 | 小委員会 | 無 | 参考とするためアンケート調査を実施し、小委員会において協議された。 | 「丹波篠山」の地名は、全国的にも有名なことから、残したい思いが強かった。 |
| 西東京市 | 小委員会 | 有 | 小委員会において応募作品から5点程度を選定後、市民意識調査の最多得票により決定された。 | |
| さいたま市 | 第2小委員会 | 有 | 新市名検討委員会を設置し、公募の中から5案を選定後、小委員会で1点（さいたま市）を協議会に報告した。 | |
| さぬき市 | 法定協議会 | 無 | アンケート調査の上位の名称と構成5町の提案した名称を協議会に提出し、協議の結果、「さぬき市」に決定した。 | 香川県の旧国名であり、さぬきうどんや讃岐平野など全国的にも知れ渡った名称であり決定した。 |
| 南アルプス市 | 小委員会 | 有 | 新市名称選定等小委員会において応募作品（約4,700件）の中から3点を選定後、協議会において投票により決定した。 | |
| 山県市 | 小委員会 | 有 | 一般公募の後、新市名称候補選定小委員会において応募作品（約4,000件）の中から10点を選定後、協議会において投票により決定した。 | |
| 東かがわ市 | 小委員会 | 有 | 一般公募の後、小委員会で10種類の候補に絞り込み、最終的に協議会で決定した。 | |

新市名称決定方法の事例（既存の市の名称を選定した場合）

| 都道府県名 | 新市名(予定) | 名称決定までの方法・経過 |
|-------|---------|----------------------------------|
| 栃木県 | 佐野市 | 協議会において決定 |
| 富山県 | 砺波市 | 協議会（任意）において決定 |
| 石川県 | 七尾市 | 公募 小委員会で選定 協議会において決定 |
| 岐阜県 | 大垣市 | 協議会において決定 |
| 岐阜県 | 恵那市 | 協議会（任意）において決定 |
| 三重県 | 松阪市 | 任意協議会で案を作成 住民説明会でアンケートを実施 協議会で決定 |
| 三重県 | 桑名市 | 小委員会で選定 協議会において決定 |
| 滋賀県 | 彦根市 | 公募 協議会において決定 |
| 島根県 | 松江市 | 合併方式等検討委員会で審議 協議会で決定 |
| 島根県 | 安来市 | 公募 協議会において決定 |
| 広島県 | 三次市 | 公募 小委員会で選定 協議会において決定 |
| 山口県 | 萩市 | 公募 首長会議で選定 協議会において決定 |
| 愛媛県 | 今治市 | 協議会において決定 |
| 愛媛県 | 宇和島市 | 公募 小委員会で選定 協議会において決定 |
| 佐賀県 | 佐賀市 | 協議会において決定 |
| 佐賀県 | 唐津市 | 協議会において決定 |
| 長崎県 | 諫早市 | 協議会において決定 |
| 熊本県 | 八代市 | 公募 小委員会で選定 協議会において決定 |
| 大分県 | 佐伯市 | 公募 小委員会で選定 協議会において決定 |

新市名称決定方法の事例（既存の町の名稱を選定した場合）

| 都道府県名 | 新市名(予定) | 名称決定までの方法・経過 |
|-------|---------|--------------------------|
| 秋田県 | にかほ市 | 公募 小委員会で選定 協議会において決定 |
| 福井県 | あわら市 | 公募 協議会において決定 |
| 岐阜県 | 本巣市 | 公募 協議会において決定 |
| 岐阜県 | 下呂市 | 公募 小委員会で選定 協議会において決定 |
| 静岡県 | 御前崎市 | 協議会において決定 |
| 三重県 | いなべ市 | 住民説明会でアンケートを実施 協議会において決定 |
| 滋賀県 | 甲賀市 | 公募 協議会において決定 |
| 兵庫県 | 養父市 | 公募 小委員会で選定 協議会において決定 |
| 広島県 | 江田島市 | 公募 小委員会で選定 協議会において決定 |
| 佐賀県 | 小城市 | 公募 小委員会で選定 協議会において決定 |
| 長崎県 | 西海市 | 公募 小委員会で選定 協議会において決定 |

「新設」合併予定の新市名のうち既存の市名を採用した事例

| 都道府県名 | 新市名(予定) | 構成市町村数 | 合併(予定)年月日 | 合併人口 | 名称を採用した市の人口 |
|-------|---------|----------|---------------|----------|-------------|
| 栃木県 | 佐野市 | 1市 2町 | 平成 17年 3月 | 124,771人 | 83,367人 |
| 富山県 | 砺波市 | 1市 1町 | 平成 16年 12月 | 48,587人 | 41,303人 |
| 石川県 | 七尾市 | 1市 3町 | 平成 16年 10月 1日 | 62,937人 | 46,743人 |
| 岐阜県 | 大垣市 | 1市 9町 | 平成 17年 3月 31日 | 301,804人 | 150,446人 |
| 岐阜県 | 恵那市 | 1市 4町 1村 | 平成 16年 10月 | 56,688人 | 35,637人 |
| 三重県 | 松阪市 | 1市 4町 | 平成 17年 1月 1日 | 166,601人 | 125,288人 |
| 三重県 | 桑名市 | 1市 2町 | 平成 16年 12月 1日 | 135,539人 | 109,259人 |
| 滋賀県 | 彦根市 | 1市 3町 | 平成 17年 2月 | 132,205人 | 108,613人 |
| 島根県 | 松江市 | 1市 6町 1村 | 平成 17年 3月 31日 | 198,598人 | 152,597人 |
| 島根県 | 安来市 | 1市 2町 | 平成 16年 10月 1日 | 44,449人 | 30,241人 |
| 広島県 | 三次市 | 1市 4町 3村 | 平成 16年 4月 1日 | 60,664人 | 39,294人 |
| 山口県 | 萩市 | 1市 3町 4村 | 平成 17年 3月 31日 | 64,409人 | 45,165人 |
| 愛媛県 | 今治市 | 1市 9町 2村 | 平成 17年 1月 16日 | 178,459人 | 117,473人 |
| 愛媛県 | 宇和島市 | 1市 3町 | 平成 16年 10月 1日 | 92,452人 | 60,103人 |
| 佐賀県 | 佐賀市 | 1市 6町 | 平成 17年 3月 31日 | 240,323人 | 167,013人 |
| 佐賀県 | 唐津市 | 1市 6町 2村 | 平成 16年 10月 1日 | 132,787人 | 78,713人 |
| 長崎県 | 諫早市 | 1市 4町 | 平成 17年 3月 | 137,968人 | 95,880人 |
| 熊本県 | 八代市 | 1市 4町 3村 | 平成 17年 1月 16日 | 151,928人 | 104,895人 |
| 大分県 | 佐伯市 | 1市 5町 3村 | 平成 17年 3月 3日 | 82,501人 | 49,183人 |

「新設」合併予定の新市名のうち既存の町名を採用した事例

| 都道府県名 | 新市名(予定) | 構成町村数 | 合併(予定)年月日 | 合併人口 | 名称を採用した町の人口 |
|-------|---------|-------|---------------|---------|-------------|
| 秋田県 | にかほ市 | 3町 | 平成 16年 3月 | 29,811人 | 11,797人 |
| 福井県 | あわら市 | 2町 | 平成 16年 3月 1日 | 31,813人 | 14,097人 |
| 岐阜県 | 本巣市 | 3町 1村 | 平成 16年 2月 1日 | 34,161人 | 8,283人 |
| 岐阜県 | 下呂市 | 4町 1村 | 平成 16年 3月 1日 | 39,415人 | 14,617人 |
| 静岡県 | 御前崎市 | 2町 | 平成 16年 4月 1日 | 36,400人 | 11,509人 |
| 三重県 | いなべ市 | 4町 | 平成 15年 12月 1日 | 45,737人 | 8,813人 |
| 滋賀県 | 甲賀市 | 5町 | 平成 16年 10月 1日 | 93,147人 | 11,720人 |
| 兵庫県 | 養父市 | 4町 | 平成 16年 4月 1日 | 29,314人 | 8,596人 |
| 広島県 | 江田島市 | 4町 | 平成 16年 3月 | 30,847人 | 12,189人 |
| 佐賀県 | 小城市 | 4町 | 平成 16年 10月 | 45,753人 | 17,532人 |
| 長崎県 | 西海市 | 5町 | 平成 16年 3月 1日 | 34,808人 | 8,881人 |

人口は、平成15年5月1日現在の推計人口調べによる。

協議第 4 号

新市の事務所の位置(協定項目 4)について

新市の事務所の位置について，協議を求める。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

| 項 目 | 新市の事務所の位置(協定項目 4) |
|------|-------------------|
| 調整方針 | |

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

【幹事会での協議結果】

新市の事務所の位置(協定項目 4)については，特に重要と思われるため，石巻地域合併協議会規約第 1 2 条第 1 項に規定する小委員会を設置して調査及び審議し，協議会において決定する。

新市の事務所の位置についての選択肢

石巻市役所を本庁とした場合

- 1 新市の事務所の位置は、石巻市日和が丘一丁目1番1号(現在の石巻市役所)とする。
- 2 新市の事務所の位置は、石巻市日和が丘一丁目1番1号(現在の石巻市役所)とする。
ただし、河北町相野谷字旧会所前12番地の1(現在の河北町役場)、雄勝町大字雄勝字伊勢畑84番地の1(現在の雄勝町役場)、河南町前谷地字黒沢前7番地(現在の河南町役場)、桃生町中津山字八木167番地の4(現在の桃生町役場)、北上町十三浜字月浜290番地(現在の北上町役場)、牡鹿町大字鮎川浜字鬼形山1番地の13(現在の牡鹿町役場)は、支所とし、その組織機構については別途協議する。
- 3 将来の庁舎建設を想定した場合は、次の記述を加える。
将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で速やかに検討を開始するものとする。
- 4 分庁舎方式(先進事例の西東京市を参照)
- 5 その他

事務所の位置に関する法令（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【用語解説】

| | |
|-----|---|
| 支所 | 市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所である。 |
| 出張所 | 住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。 |

庁舎の方式及び現庁舎の利用について

| 方 式 | 概 要 | メリット | デメリット |
|------|--|---|--|
| 本庁方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の市町の組織機構・機能を 1 か所の庁舎に集約する。 ・残りの庁舎は、支所又は出張所とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務の能率化を図ることができる。 ・住民に新市誕生の印象を与え、一体感が生まれやすい。 ・維持管理費の節減が図りやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁で執務する職員が増加し、既存施設の容量では対応できない場合は、増築の必要等多額の費用を要する。 ・周辺地域との距離が遠くなる。 |
| 分庁方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の市町村の組織機構機能を業務部門により、複数の庁舎に振り分ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を利用するために、本庁方式のように多額の費用が発生しない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務部門により庁舎が異なることとなり、住民が戸惑いやすい。 ・本庁方式と比べ、管理上で非効率になりやすい。 ・庁舎が相当離れている場合、部課のコミュニケーションがとりにくく、縦割り行政になる恐れがある。 |

石巻地域合併協議会構成市町の庁舎(本所)の現況

| 石巻市役所(面積には分庁舎を含む) | 河北町役場 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 石巻市日和が丘一丁目1番1号 ・敷地面積(小数点以下四捨五入) 8,430㎡ ・庁舎の構造及び規模 RC造 地上3階・地下1階 ・延床面積(小数点以下四捨五入) 9,311㎡ ・庁舎竣工年月日 昭和33年3月7日 | <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 河北町相野谷字旧会所前12番地の1 ・敷地面積(小数点以下四捨五入) 7,521㎡ ・庁舎の構造及び規模 RC造 地上3階・地下1階 ・延床面積(小数点以下四捨五入) 4,042㎡ ・庁舎竣工年月日 昭和54年7月19日 |
| 雄勝町役場 | 河南町役場 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 雄勝町大字雄勝字伊勢畑84番地の1 ・敷地面積(小数点以下四捨五入) 6,827㎡ ・庁舎の構造及び規模 RSC造 地上3階 ・延床面積(小数点以下四捨五入) 3,081㎡ ・庁舎竣工年月日 昭和60年2月28日 | <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 河南町前谷地字黒沢前7番地 ・敷地面積(小数点以下四捨五入) 4,534㎡ ・庁舎の構造及び規模 RC造 地上2階 ・延床面積(小数点以下四捨五入) 1,215㎡ ・庁舎竣工年月日 昭和39年3月 |
| 桃生町役場 | 北上町役場 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 桃生町中津山字八木167番地の4 ・敷地面積(小数点以下四捨五入) 3,025㎡ ・庁舎の構造及び規模 木造 地上2階 ・延床面積(小数点以下四捨五入) 908㎡ ・庁舎竣工年月日 昭和33年6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 北上町十三浜字月浜290番地 ・敷地面積(小数点以下四捨五入) 1,506㎡ ・庁舎の構造及び規模 木造 地上2階 ・延床面積(小数点以下四捨五入) 1,082㎡ ・庁舎竣工年月日 昭和32年12月23日 |
| 牡鹿町役場 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 牡鹿町大字鮎川浜字鬼形山1番地の13 ・敷地面積(小数点以下四捨五入) 5,597㎡ ・庁舎の構造及び規模 RC造 地上3階 ・延床面積(小数点以下四捨五入) 2,762㎡ ・庁舎竣工年月日 昭和51年5月1日 | |

「新市町の事務所の位置」決定の先進事例

| 新市町名 | 新市町の事務所の位置の決定事項等 |
|--------|--|
| 加美町 | <p>(1) 新町の事務所の位置は、当分の間、加美郡中新田町字西田三番5番地（現在の中新田町役場）とし、現在の小野田町及び宮崎町のそれぞれの役場の位置に支所を置くこととした。</p> <p>(2) 将来の新町の事務所の位置については、新町において検討することとした。</p> |
| つくば市 | <p>仮に筑南地方広域行政組合第1圏民センター（旧町村が構成していた一部事務組合の建物で、旧谷田部町役場の隣接地）に置き、恒久的な事務所の位置は、新市発足後適当な時期に定めることとした。</p> |
| 北上市 | <p>新市発足時は、旧北上市役所の場所とし、新庁舎は、旧江釣子村地内に置くこととした。昭和の大合併時にも庁舎位置問題では紛糾した。今回も旧江釣子村側から強い要望があり、この決断が合併実現の最後の一押しとなった。当時の北上市長は、「庁舎はどこでもいいと思っていた」との由。</p> |
| あきる野市 | <p>合併協議会では、事務処理を効率的に行う観点から秋川市役所の位置を選んだ。このほど旧秋川市役所の位置に新庁舎が完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況等を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならなくなる」との由。</p> |
| 篠山市 | <p>任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。</p> |
| 西東京市 | <p>当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。</p> |
| あさぎり町 | <p>関係5か町村の中心地である免田町を本庁舎とし、他の旧4村の役場を分庁舎とすることとした。</p> |
| 南アルプス市 | <p>(1) 新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原376番地（現在の櫛形町役場）に置く。</p> <p>(2) 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。</p> |
| 東かがわ市 | <p>新市の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1とする。ただし、新庁舎の位置は、建設することとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。</p> |

協議第 5 号

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目 7)について

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

| 項 目 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目 7) |
|------|--------------------------|
| 調整方針 | |

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

【幹事会での協議結果】

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目 7)については、特に重要と思われるため、石巻地域合併協議会規約第 1 2 条第 1 項に規定する小委員会を設置して調査及び審議し、協議会において決定する。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについての選択肢

- 1 合併特例を適用しない
水戸市（平成 4 年）, 熊本市（平成 3 年）
- 2 合併特例法第 6 条第 1 項適用（新設合併 定数特例）
新設合併では採用例なし
- 3 合併特例法第 7 条第 1 項第 1 号適用（新設合併 在任特例）
新設合併では多数採用
- 4 合併特例法第 6 条第 2 項適用（編入合併 定数特例）
長野県飯田市(平成 5 年 7 月)が採用
- 5 合併特例法第 7 条第 1 項第 2 号適用（編入合併 在任特例）
茨城県鹿島市(平成 5 年 7 月)が採用
- 6 その他

議会議員の定数及び任期に関する法令（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第3項から第7項 省略

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

7 人口10万以上20万未満の市 34人

（第1号から第6号及び第8号から第11号 省略）

第3項、第4項 省略

5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前2項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

第6項 省略

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合

併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

- 3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区を設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算出した数とする。

第4項 省略

- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。

- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項」とする。

第8項 省略

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

- 3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

第4項 省略

議会議員の定数及び任期等に関する制度の概要

| 説 明 | | 新市の上限 議 員 数 | 任 期 | 主な根拠 法 令 | |
|------------------|------------------|---|---------------------------------------|-----------------------|--|
| 新 設 合 併 | 原 則 | 関係市町村の法人格は消滅するため、議会の議員は全員失職する。地方自治法に定める数を超えない範囲で定めた定数による設置選挙を合併後 50 日以内に行う。 | 34 人 | 選挙の日から起算して 4 年 | 地方自治法第 91 条第 2 項第 7 号 |
| | 定 数 特 例 | 関係市町村の法人格は消滅するため、議会の議員は全員失職する。地方自治法に定める数の 2 倍を超えない範囲で定めた定数による設置選挙を合併後 50 日以内に行う。 | 68 人 | 選挙の日から起算して 4 年 | 地方自治法第 91 条第 2 項第 7 号 合併特例法第 6 条第 1 項 |
| | 在 任 特 例 | 合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。選挙は行わない。 | 議員全員 が 在 任 (127 人) | 合 併 後 2 年以内 | 合併特例法第 7 条第 1 項第 1 号 |
| 編 入 合 併 | 原 則 | 編入する市町村の議会の議員の身分に変動はなく、編入される市町村の議員はその身分を失う。合併後の定数が編入する市町村の現行定数を上回る場合には、地方自治法に定める数を超えない範囲で定めた定数による増員選挙を行う。 | 34 人 | 編入先の 議 員 の 残任期間 | 地方自治法第 91 条第 2 項第 7 号、第 5 項 |
| | 定 数 特 例 | 編入する市町村の議会の議員の身分に変動はなく、編入される市町村の議員はその身分を失う。編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員選挙を行う。 | 編 入 合 併 特 例 定 数 に よ る (41 人) | 編入先の 議 員 の 残任期間 | 合併特例法第 6 条第 2 項 |
| | 在 任 特 例 | 引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。選挙は行わない。 | 議員全員 が 在 任 (127 人) | 編入先の 議 員 の 残任期間 | 合併特例法第 7 条第 1 項第 2 号 |

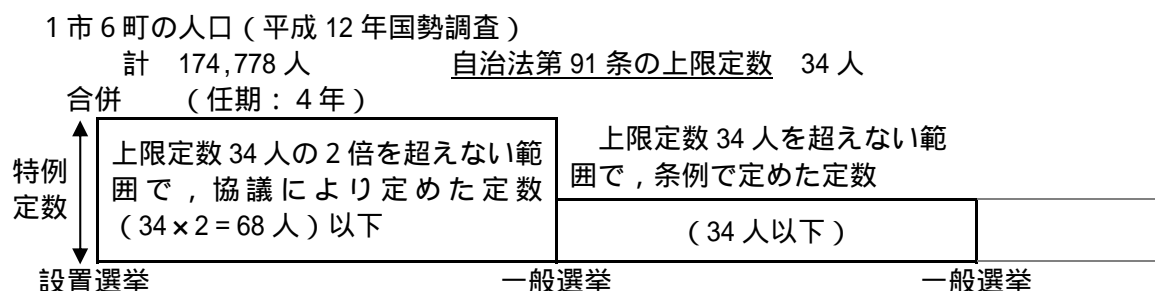
編入合併特例定数 = 編入する市町村の旧定数 + 編入する市町村の旧定数 × 編入される市町村の人口 / 編入する市町村の人口

議会議員の定数特例・在任特例の内容

【新設の場合】

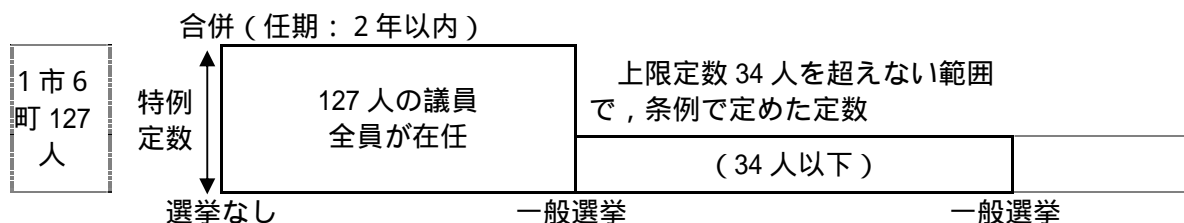
1 定数特例（合併特例法第6条第1項）

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。



2 在任特例（合併特例法第7条第1項第1号）

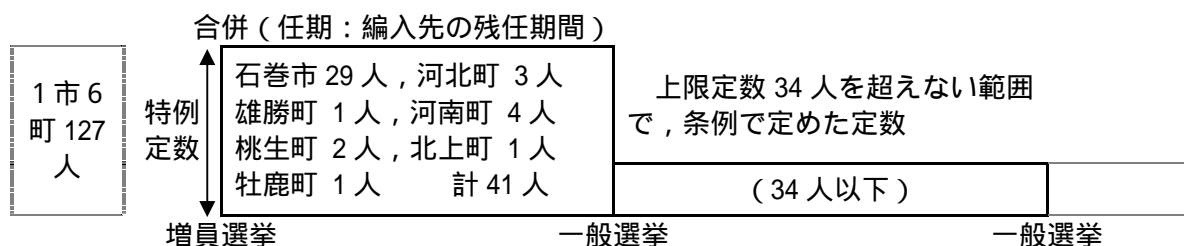
旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。



【編入の場合】

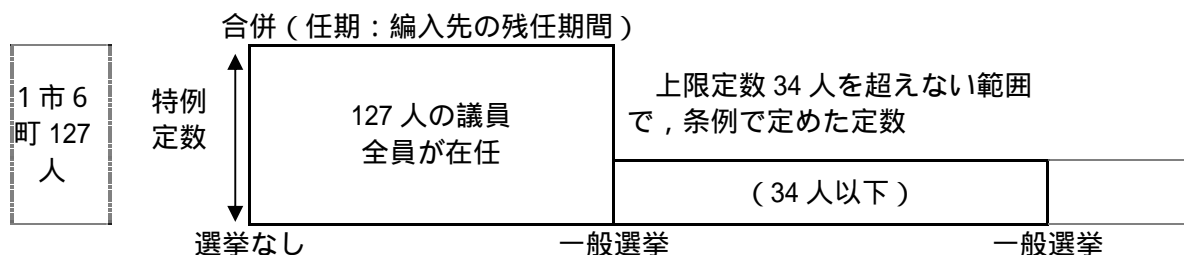
1 定数特例（合併特例法第6条第2項）

増員選挙において、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができる。



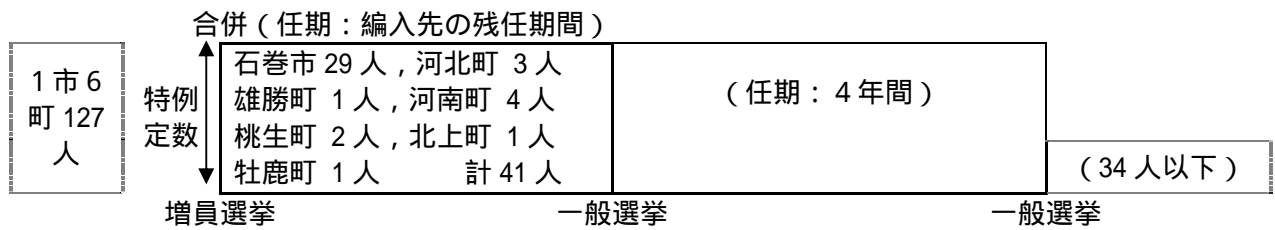
2 在任特例（合併特例法第7条第1項第2号）

編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができる。



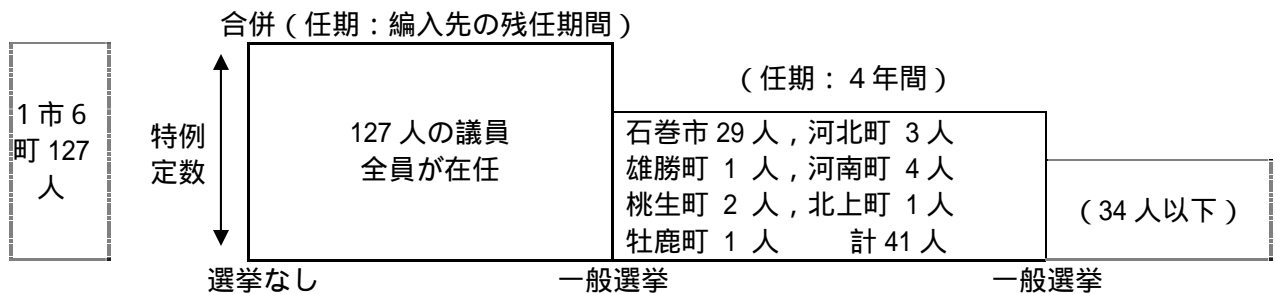
3 定数特例（合併特例法第6条第2項，第5項）

編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができ，編入先の市町村の2回目までの選挙まで定数増を行うことができる。



4 在任特例と定数特例（合併特例法第7条第1項第2号，第3項）

編入された旧市町村の議員は，編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができ，さらに最初の選挙の際に，編入された旧市町村の区域で選挙区を設け，定数増を行うことができる。



構 成 市 町 の 状 況

(1) 1市6町の人口

平成12年国勢調査

| 石巻市 | 河北町 | 雄勝町 | 河南町 | 桃生町 | 北上町 | 牡鹿町 | 計 |
|---------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|---------|
| 119,818 | 13,407 | 5,239 | 17,919 | 8,644 | 4,472 | 5,279 | 174,778 |

平成15年3月末現在

| 石巻市 | 河北町 | 雄勝町 | 河南町 | 桃生町 | 北上町 | 牡鹿町 | 計 |
|---------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|---------|
| 118,526 | 13,439 | 5,382 | 18,090 | 8,635 | 4,408 | 5,376 | 173,856 |

(2) 現行議員の定数

平成15年8月現在

| | 石巻市 | 河北町 | 雄勝町 | 河南町 | 桃生町 | 北上町 | 牡鹿町 | 計 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 法 定 | 34 | 22 | 18 | 22 | 18 | 14 | 18 | 146 |
| 条 例 | 32 | 20 | 14 | 20 | 16 | 14 | 16 | 132 |
| 条 例 (次回選挙から) | 29 | 20 | 14 | 20 | 16 | 14 | 14 | 127 |
| 現 員 | 32 | 20 | 14 | 20 | 16 | 14 | 16 | 132 |

(3) 現行議員の任期

| 石巻市 | 河北町 | 雄勝町 | 河南町 | 桃生町 | 北上町 | 牡鹿町 |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| H12.4.23 ~ H16.4.22 | H11.10.1 ~ H15.9.30 | H15.4.30 ~ H19.4.29 | H14.4.26 ~ H18.4.25 | H15.4.30 ~ H19.4.29 | H12.3.30 ~ H16.3.29 | H12.4.30 ~ H16.4.29 |

(4) 議員の報酬

| | 石巻市 | 河北町 | 雄勝町 | 河南町 | 桃生町 | 北上町 | 牡鹿町 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 議 長 | 546,000 | 306,000 | 278,000 | 320,000 | 282,000 | 278,000 | 281,000 |
| 副議長 | 482,000 | 243,000 | 223,000 | 247,000 | 226,000 | 223,000 | 226,000 |
| 議 員 | 445,000 | 228,000 | 209,000 | 232,000 | 214,000 | 209,000 | 214,000 |

先進事例

特例を使わない事例

峰山町，大宮町，網野町，丹後町，弥栄町，久美浜町合併協議会（平成16年3月1日新設合併予定）
[京丹後市]

議会議員については，市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず，地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき30人とし，新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。

飛騨四町村合併協議会（古川町，河合村，宮川村，神岡町）（平成16年2月1日新設合併予定）
[飛騨市]

幹事会における意見：先進事例をみると在任特例を採用しているところが多く見受けられるが，当地域としては，法定定数26人を議員定数とすることが望ましいと思われる。

観音寺市，山本町，大野原町，豊中町，豊浜町，財田町合併協議会（平成17年3月1日新設合併予定）
[新市名称公募中]

- (1) 新市の議会の議員については，新市の設置の日から50日以内に，地方自治法第91条第7項の規定に基づき，1市5町の協議により，あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし，市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。
- (2) 地方自治法第91条第7項の規定に基づき，1市5町の協議により，あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については，30人とする。

特例を使った事例

篠山市（平成11年4月1日新設合併）

4町の議会議員は，市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し，合併後1年1月間引き続き新町の議会の議員として在任する。

西東京市（平成13年1月21日新設合併）

2市の議会議員は，市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し，合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

3市の議会議員は，市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し，合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

議会議員については，市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し，合併後1年2月間，引き続き新市の議会の議員として在任する。

山県市（平成15年4月1日新設合併）

- (1) 議会の議員については，市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し，平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 新市の議会の議員の定数は22人とする。
- (3) 選挙区については，新市において在任特例適用期間中に検討する。

協議第 6 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目 8)について
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて , 協議を求める。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

| | |
|------|------------------------------|
| 項 目 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目 8) |
| 調整方針 | |

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

【幹事会での協議結果】

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目 8)については , 特に重要と思われるため , 石巻地域合併協議会規約第 1 2 条第 1 項に規定する小委員会を設置して調査及び審議し , 協議会において決定する。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての選択肢

- 1 合併後1つの農業委員会を設置（新設，原則）
- 2 合併後1つの農業委員会を設置（新設，在任特例）
農業委員会の選挙委員は，10人以上80人以内の範囲で，合併後1年以内の期間在任することができる。
- 3 合併後2以上の農業委員会を設置（新設，原則）
合併後の新市の面積が24,000haを超えるか，農地面積が7,000haを超えると
きは，従前の市町の区域と異なった区域ごとに2以上の農業委員会を設置することができる。
- 4 合併後2以上の農業委員会を設置（新設，在任特例）
上記3の農業委員会ごとに，選挙委員は，10人以上80人以内の範囲で，合併後1年以内の期間在任することができる。
- 5 合併後従前の市町の区域ごとに農業委員会を設置（新設，特例）
合併後の新市の面積が24,000haを超えるか，農地面積が7,000haを超えると
きは，従前の市町の区域ごとに農業委員会を設置することができる。
- 6 合併後1つの農業委員会を設置（編入，原則）
編入される町の農業委員会は廃止され，委員も身分を失うが，編入した市の農業委員会及び委員はそのまま存続する。
- 7 合併後1つの農業委員会を設置（編入，在任特例）
編入した市の農業委員会及び委員はそのまま存続し，編入される町選挙委員は，40人以内の範囲で，合併後1年以内の期間在任することができる。
- 8 合併後2以上の農業委員会を設置（編入，原則）
合併後の新市の面積が24,000haを超えるか，農地面積が7,000haを超えると
きは，従前の市町の区域と異なった区域ごとに2以上の農業委員会を設置することができる。
- 9 合併後2以上の農業委員会を設置（編入，在任特例）
上記8の農業委員会ごとに，選挙委員は，10人以上80人以内の範囲で，合併後1年以内の期間在任することができる。
- 10 合併後従前の市町の区域ごとに農業委員会を設置（編入，特例）
合併後の新市の面積が24,000haを超えるか，農地面積が7,000haを超えると
きは，従前の市町の区域ごとに農業委員会を設置することができる。
- 11 その他

石巻地域1市6町の農業委員会の現状

(平成15年8月18日現在)

| 項 目 | 石巻市 | 河北町 | 雄勝町 | 河南町 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 選挙委員条例定数 | 16人 | 15人 | 10人 | 16人 |
| 選挙委員現在数 | 15人 | 15人 | 8人 | 16人 |
| 選任委員現在数 | 5人 | 3人 | 2人 | 4人 |
| 議会推薦委員 | 3人 | 1人 | 1人 | 2人 |
| 農業協同組合推薦委員 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 農業共済組合推薦委員 | 1人 | 1人 | 0人 | 1人 |
| 委員現在数(+) | 20人 | 18人 | 10人 | 20人 |
| 任 期(3年) | H17.7.19 | H18.9.30 | H17.7.19 | H17.7.19 |
| 行政面積(H13.10.1 国土地理院) | 13,703ha | 12,510ha | 4,611ha | 6,933ha |
| 農地面積(2000年農林業センサス) | 1,470ha | 2,305ha | 8ha | 3,551ha |
| 農家戸数(2000年農林業センサス) | 1,417戸 | 1,747戸 | 44戸 | 2,128戸 |

| 項 目 | 桃生町 | 北上町 | 牡鹿町 | 合 計 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 選挙委員条例定数 | 12人 | 10人 | 10人 | 89人 |
| 選挙委員現在数 | 12人 | 10人 | 9人 | 85人 |
| 選任委員現在数 | 4人 | 5人 | 3人 | 26人 |
| 議会推薦委員 | 2人 | 3人 | 1人 | 13人 |
| 農業協同組合推薦委員 | 1人 | 1人 | 1人 | 7人 |
| 農業共済組合推薦委員 | 1人 | 1人 | 1人 | 6人 |
| 委員現在数(+) | 16人 | 15人 | 12人 | 111人 |
| 任 期(3年) | H18.7.15 | H19.3.31 | H19.3.20 | |
| 行政面積(H13.10.1 国土地理院) | 4,381ha | 6,098ha | 7,297ha | 55,533ha |
| 農地面積(2000年農林業センサス) | 1,923ha | 442ha | 62ha | 9,761ha |
| 農家戸数(2000年農林業センサス) | 1,157戸 | 561戸 | 114戸 | 7,168戸 |

農業委員会委員の定数及び任期に関する法令

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）

（設置）

第 3 条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第 7 条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10 人から 40 人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（昭 29 法 185・昭 32 法 72・昭 55 法 67・平 11 法 87・一部改正）

（選任による委員）

第 12 条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

（1）農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合組合ごとに推薦した委員（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の経営管理委員会を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各 1 人

（2）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5 人以内

（委員の任期）

第 15 条 選挙による委員の任期は、3 年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第 19 条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第 12 条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

5 第 12 条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（昭 29 法 185・昭 32 法 72・一部改正）

農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）

（2 以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第 1 条の 3 法第 3 条第 2 項の政令で定める市町村は、その区域の面積が 2 万 4 千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7 千ヘクタールを超える市町村とする。

（農業委員会を置かない市町村）

第 2 条 法第 3 条第 5 項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては 360 ヘクタール、都府県にあつては 90 ヘクタールを超えない市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第 2 条の 2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 区分 | | 定数の基準 |
|----|--|--------|
| 1 | (1) その区域内の農地面積が 1,300 ヘクタール以下の農地委員会 (2) 10 アール(北海道にあつては、30 アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が 1,100 以下の農業委員会 | 20 人以下 |
| 2 | 1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会 | 30 人以下 |
| 3 | その区域内の農地面積が 5,000 ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6,000 を超える農業委員会 | 40 人以下 |

(昭 32 政 131・追加、昭 38 政 171・昭 41 政 90・昭 55 政 221・平 10 政 176・平 11 政 416・一部改正)

市町村の合併に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下指定都市という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

合併市町村の農業委員会委員の定数及び任期の概要

| 区 分 | | 選 挙 委 員 | | | 選任委員 | 要件等 | 根拠法令 | |
|-------------------------|---------------------------|---------|---|------------------------------------|-------------------------|------------------------------------|--|------------------------------------|
| | | 選出方法等 | 定 数 | 任 期 | | | | |
| 合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合 | 新設合併 | 原則 | 全員失職。 新市設置の日から50日以内に選挙 | 条例で定める数 | 3年 (一般選挙の日から起算) | 新たに選任 (農協理事1, 共済理事1, 学識経験者5人以内) | 農委法第3条第1項 公選法第33条第3項 | |
| | | 特例 | 存続。 ただし, 右記の定数を超えるときは, 選挙委員全員で互選 | 市町村の協議により10人以上80人以内の範囲で定める数 | 協議により合併後1年を超えない範囲で定める期間 | 新たに選任 (農協理事1, 共済理事1, 学識経験者5人以内) | 農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1項第1号及び第2項 | |
| | 編入合併 | 原則 | 編入した市町村の委員は存続。 編入された市町村の委員は失職 | 編入した市町村の従前の定数 | 編入した市町村の従前の委員の在任期間 | 編入した市町村の委員は存続。 編入された市町村の委員は失職。 | 農委法第3条第1項 | |
| | | 特例 | 存続。ただし, 右記の定数を超えるときは, 編入される市町村の選挙委員全員で互選。 | 編集した市町村の従前の定数+協議により40人以内の範囲で定めた数 | 編集した市町村の従前の委員の残任期間 | 編入した市町村の委員は存続。 編入された市町村の委員は失職。 | 農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1項第2号及び第2項 | |
| 合併市町村の区域に2以上の農業委員会を置く場合 | 従前の区域と異なった区域ごとに農業委員会を置く場合 | 原則 | 全員失職。 新市設置の日から50日以内に選挙 | 各委員会ごとに条例で定める数 | 3年 (一般選挙の日から起算) | 新たに選任 (農協理事1, 共済理事1, 学識経験者5人以内) | 新市町村の区域面積24,000ha又は農地面積7,000haを超えること(該当) | 農委法第3条第2項 公選法第33条第3項 |
| | | 特例 | 存続。 ただし, 右記の定数を超えるときは, 選挙委員全員で互選 | 市町村の協議により各委員会ごとに10人以上80人以内の範囲で定める数 | 協議により合併後1年を超えない範囲で定める期間 | 新たに選任 (農協理事1, 共済理事1, 学識経験者5人以内) | | 農委法第3条第2項 合併特例法第8条第3項 |
| | 従前の区域ごとに農業委員会を置く場合 | 特例 | 従前の市町村の委員は, それぞれの新農業委員会の委員となって存続 | 従前の定数 | 従前の各農業委員会の残任期間 | 従前の市町村の委員は, それぞれ新農業委員会の委員となって存続 | | 農委法第3条第2項 農委法第34条第1項(新設)第2項(編入) |

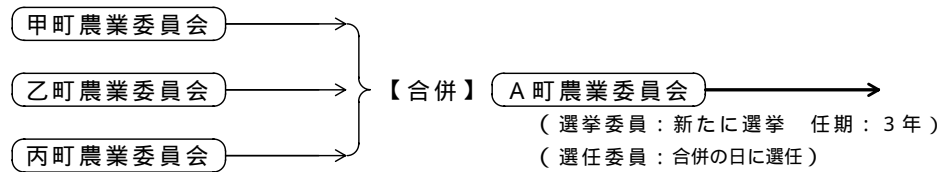
農業委員会の定数・任期等に関する制度の内容

(1) 新設合併の場合

(ア) 「合併後 1 農業委員会を設置」(原則)

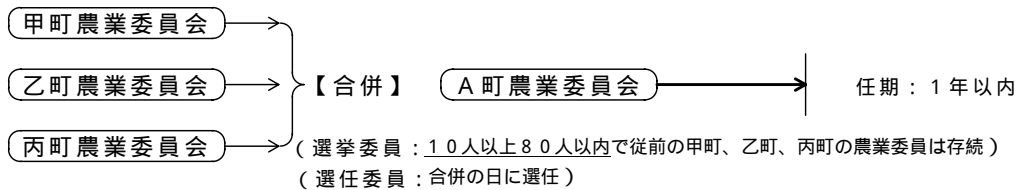
合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され(したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失い)、新設の市町村につき 1 個の農業委員会となる。(選挙委員については、市町村の廃置分合の日から 50 日以内に設置による一般選挙を行う。また、選任委員については合併の日を選任する。)

- ・「農業委員会等に関する法律」第 11 条、「公職選挙法」第 33 条第 3 項
- ・「農業委員会等に関する法律」第 12 条



(イ) 「合併後 1 農業委員会を設置」(在任特例)

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、10 人以上 80 人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後 1 年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができる。(合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者が上記の定数(10 人以上 80 人以下で定める数)を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出する。)

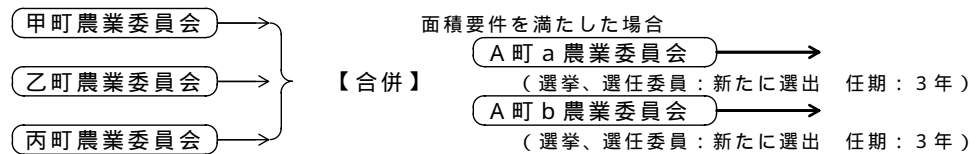


また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙を行うこととなります。なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により講ずることができます。また、当該特例は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、合併の日を選任する必要があります。

(ウ) 「合併後 2 以上の農業委員会を設置」(原則)

合併後の新市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第 2 条の 2 に規定する要件を満たした場合(市町村区域面積が 24,000ha を超える、または、農地面積が 7,000ha を超える)は、新市町村に 2 以上の農業委員会を設置することができる。(この場合、その市町村の廃置分合の日から 50 日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併の日に速やかに選任します。)

・「農業委員会等に関する法律」第 3 条第 2 項

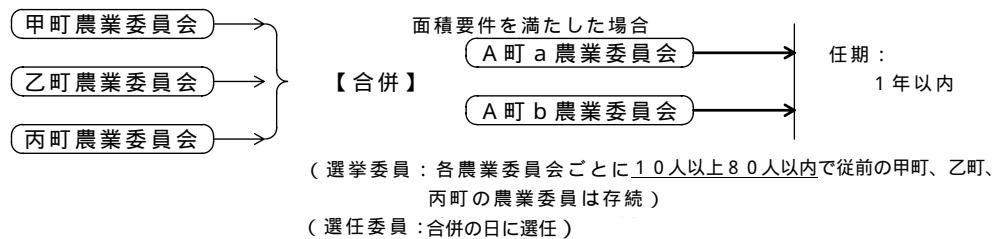


(エ) 「合併後 2 以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後 2 以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

・「市町村の合併の特例に関する法律」第 8 条第 3 項

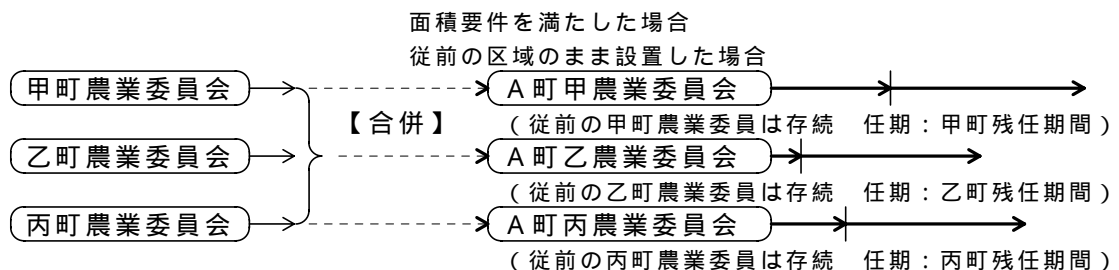
なお、この場合の選任委員については、(イ)と同様に合併日に選任することとなります。



(オ) 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新市町村が、(ウ)で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が 24,000ha を超える、または、農地面積が 7,000ha を超える)であって、新市町村に置かれる 2 以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

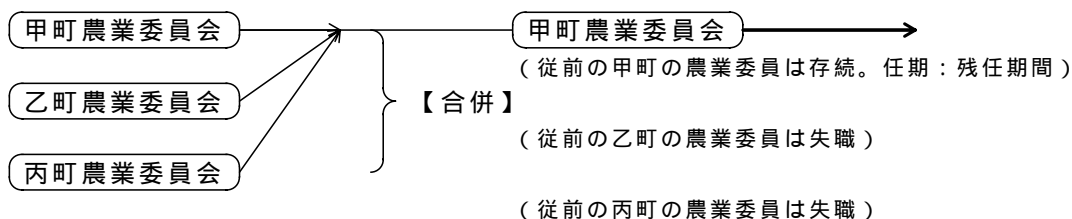
・「農業委員会等に関する法律」第 3 条第 2 項、第 34 条第 1 項



(2) 編入合併の場合

(ア) 「合併後1農業委員会を設置」(原則)

編入される市町村の農業委員会は廃止され(したがって、編入される農業委員会の選挙委員、選任委員はともに身分を失い)編入した市町村につき1個の農業委員会となります。(編入した市町村の農業委員会は、そのまま存続し、当該市町村の農業委員会の農業委員の身分は選挙委員、選任委員ともに変動しません。)



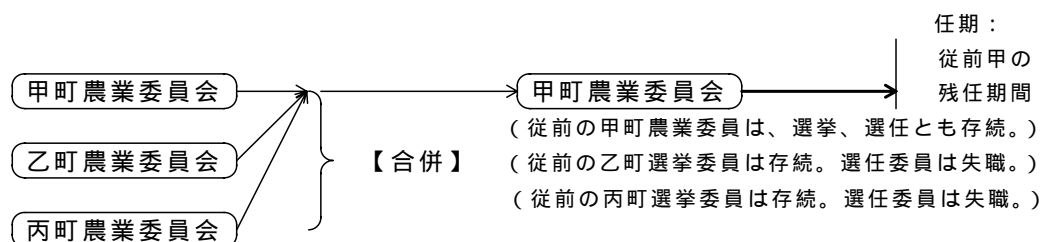
(イ) 「合併後1農業委員会を設置」(在任特例)

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの(すなわち、編入される側の市町村の選挙委員)は、合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定めた数の者に限り、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の選挙委員の残任期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができます。(40人を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出します。)

なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により講ずることができます。

・「市町村合併の特例に関する法律」第8条第1項、第2項

また、選任委員については、編入した農業委員会の選任委員は、引き続き存続しますが、編入された農業委員会の選任委員は、失職します。

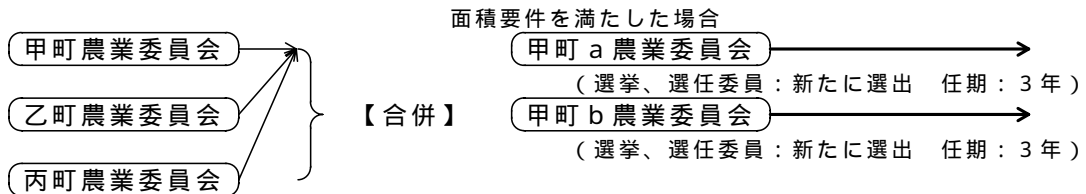


ただし、乙町と丙町の選挙委員の合計は40人以内

(ウ) 「合併後 2 以上の農業委員会を設置」(原則)

合併後の新市町村が、(1)の(ウ)で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が 24,000ha を超える、または、農地面積が 7,000ha を超える)は、新市町村に 2 以上の農業委員会を設置することができます。(この場合、その市町村の廃置分合の日から 50 日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに合併の日を選任します。)

・「農業委員会等に関する法律」第 3 条第 2 項



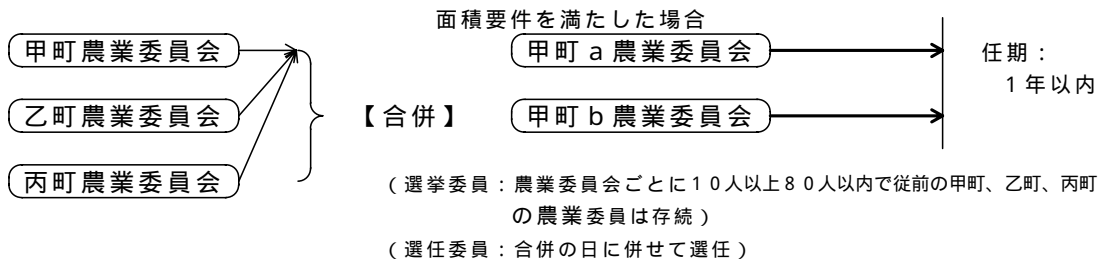
(エ) 「合併後 2 以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後 2 以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に(イ)で述べた選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村(編入した市町村)は、新たに設置された合併市町村とみなされる。

・「市町村の合併の特例に関する法律」第 8 条第 3 項

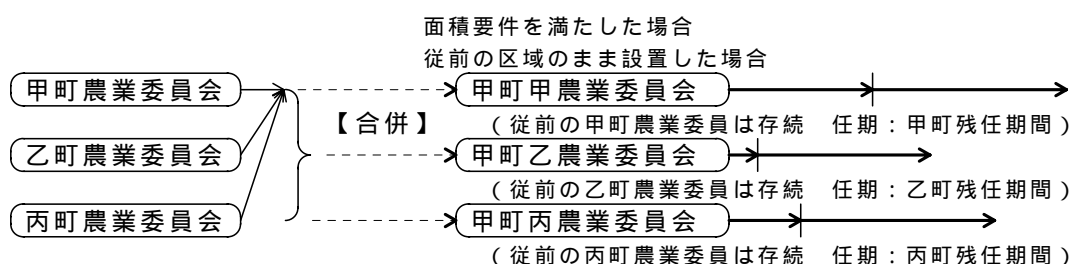
なお、この場合の選任委員については、(1)の(イ)と同様に合併の日併せて選任することとなります。



(オ) 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新市町村が、(1)の(ウ)で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が 24,000ha を超える、または、農地面積が 7,000ha を超える)であって、新市町村に置かれる 2 以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

・「農業委員会等に関する法律」第 3 条第 2 項、第 34 条



先進事例

加美町

新たに1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

西東京市

新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

さいたま市

新市に1つの農業委員会を置き、3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

北上市

新市に1つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第5条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

また、選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合推薦委員が5人、議会推薦委員5人とする。

さぬき市

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

周南市

合併前の市町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の定数については、新市において調整する。

協議第 7 号

特別職の職員の身分の取扱い(協定項目 11)について

特別職の職員の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

| 項 目 | 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目 11) |
|------|------------------------|
| 調整方針 | |

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

【幹事会での協議結果】

特別職の職員の身分の取扱い(協定項目 11)については、特に重要と思われるため、石巻地域合併協議会規約第 1 2 条第 1 項に規定する小委員会を設置して調査及び審議し、協議会において決定する。

特別職の職員の身分の取扱いについての選択肢

1 新設合併の場合の例

- (1) 特別職の職員の設置，人数，任期については，法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は，新市において調整する。
- (2) 特別職の職員の報酬については，現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

2 編入合併の場合の例

- (1) 河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町の特別職の身分の取扱いについては，石巻市，河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町の長が別に協議して定める。
- (2) 河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町の非常勤の特別職の身分の取扱いについては，それぞれの職の必要性を検討し，合併時まで調整を行うものとする。

3 その他

1. 常勤特別職等の現状（任期）

| | 石巻市 | | 河北町 | | 雄勝町 | | 河南町 | |
|------|-----|----------------------------|-----|----------------------------|-----|----------------------------|-----|----------------------------|
| | 現員数 | 任 期 | 現員数 | 任 期 | 現員数 | 任 期 | 現員数 | 任 期 |
| 市・町長 | 1人 | 自：H15. 1.26 至：H19. 1.25 | 1人 | 自：H13. 6. 7 至：H17. 6. 6 | 1人 | 自：H12. 2. 9 至：H16. 2. 8 | 1人 | 自：H14. 4.26 至：H18. 4.25 |
| 助役 | | | 1人 | 自：H15. 2.18 至：H19. 2.17 | 1人 | 自：H13.12.18 至：H17.12.17 | 1人 | 自：H15. 4.10 至：H19. 4. 9 |
| 収入役 | | | 1人 | 自：H15. 2.18 至：H19. 2.17 | 1人 | 自：H13.12.18 至：H17.12.17 | | |
| 教育長 | 1人 | 自：H12.10. 1 至：H16. 9.30 | 1人 | 自：H13.12.26 至：H17.12.25 | 1人 | 自：H13.10. 1 至：H17. 9.30 | 1人 | 自：H12.12.12 至：H16.12.11 |
| 監査委員 | 1人 | 自：H12. 4. 1 至：H16. 3.31 | | | | | | |

| | 桃生町 | | 北上町 | | 牡鹿町 | | 根拠法令 |
|------|-----|----------------------------|-----|----------------------------|-----|----------------------------|----------------------|
| | 現員数 | 任 期 | 現員数 | 任 期 | 現員数 | 任 期 | |
| 市・町長 | 1人 | 自：H15. 4.30 至：H19. 4.29 | 1人 | 自：H11. 8.30 至：H15. 8.29 | 1人 | 自：H11. 9.27 至：H15. 9.26 | 自治法第139条 自治令第1条の2 |
| 助役 | 1人 | 自：H12. 7. 1 至：H16. 6.30 | 1人 | 自：H13.11. 1 至：H17.10.31 | 1人 | 自：H11.12. 1 至：H15.11.30 | 自治法第161条 |
| 収入役 | 1人 | 自：H11.12. 1 至：H15.11.30 | 1人 | 自：H12. 8.18 至：H16. 8.17 | 1人 | 自：H11.12. 1 至：H15.11.30 | 自治法第168条 |
| 教育長 | 1人 | 自：H12. 4. 1 至：H16. 3.31 | | 河北町と共同 設置 | 1人 | 自：H14.12.21 至：H18.12.20 | 地教法第16条 地教令第19条 |
| 監査委員 | | | | | | | 自治法第195条 |

2. 1市6町の各種委員会及び監査委員（地方自治法第180条の5）

| | 石巻市 | | 河北町 | | 雄勝町 | | 河南町 | |
|-------------|---------------------------------|-----------------|------------------------------|-----------------|------------------------------|-----------------|------------------------------|-----------------|
| | 委員数 | 任期 | 委員数 | 任期 | 委員数 | 任期 | 委員数 | 任期 |
| 教育委員会 | 委員長 1人 委員 4人 (教育長)(1人) | 4年 | 委員長 1人 委員 4人 (教育長)(1人) | 4年 | 委員長 1人 委員 4人 (教育長)(1人) | 4年 | 委員長 1人 委員 4人 (教育長)(1人) | 4年 |
| 選挙管理委員会 | 委員長 1人 委員 3人 | 4年 | 委員長 1人 委員 3人 | 4年 | 委員長 1人 委員 3人 | 4年 | 委員長 1人 委員 3人 | 4年 |
| 公平委員会 | 委員長 1人 委員 2人 | 4年 | 委員長 - 委員 - | 4年 | 委員長 - 委員 - | 4年 | 委員長 - 委員 - | 4年 |
| 監査委員 | 識見委員 1人 (常勤) (1人) 議員選出 1人 | 4年 議員の 任期 | 識見委員 1人 (常勤) - 議員選出 1人 | 4年 議員の 任期 | 識見委員 1人 (常勤) - 議員選出 1人 | 4年 議員の 任期 | 識見委員 1人 (常勤) - 議員選出 1人 | 4年 議員の 任期 |
| 固定資産評価審査委員会 | 委員長 1人 委員 5人 | 3年 | 委員長 1人 委員 2人 | 3年 | 委員長 1人 委員 2人 | 3年 | 委員長 1人 委員 2人 | 3年 |

| | 桃生町 | | 北上町 | | 牡鹿町 | | 根拠法令 |
|-------------|------------------------------|-----------------|------------------------------|-----------------|------------------------------|-----------------|--------------------|
| | 委員数 | 任期 | 委員数 | 任期 | 委員数 | 任期 | |
| 教育委員会 | 委員長 1人 委員 4人 (教育長)(1人) | 4年 | 河北町と共同 設置 | 4年 | 委員長 1人 委員 4人 (教育長)(1人) | 4年 | 地教法第2条 地教令第18条 |
| 選挙管理委員会 | 委員長 1人 委員 3人 | 4年 | 委員長 1人 委員 3人 | 4年 | 委員長 1人 委員 3人 | 4年 | 自治法第181条 自治令第4条 |
| 公平委員会 | 委員長 - 委員 - | 4年 | 委員長 - 委員 - | 4年 | 委員長 - 委員 - | 4年 | 地公法第7条 |
| 監査委員 | 識見委員 1人 (常勤) - 議員選出 1人 | 4年 議員の 任期 | 識見委員 1人 (常勤) - 議員選出 1人 | 4年 議員の 任期 | 識見委員 1人 (常勤) - 議員選出 1人 | 4年 議員の 任期 | 自治法第195条 |
| 固定資産評価審査委員会 | 委員長 1人 委員 2人 | 3年 | 委員長 1人 委員 2人 | 3年 | 委員長 1人 委員 2人 | 3年 | 地税法第423条 |

表内の()は内書き

【法令名】自治法（地方自治法）、自治令（地方自治法施行令）、地教法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）、地教令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令）、地公法（地方公務員法）、地税法（地方税法）

『特別職の職員の身分の取扱い』に関する関係法令（抜粋）

地方公務員法（昭和25年法律第61号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。

就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙，議決若しくは同意によることを必要とする職

の2 地方開発事業団の理事長，理事及び監事の職

の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

法令又は条例，地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

臨時又は非常勤の顧問，参与，調査員，嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

地方公共団体の長，議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

非常勤の消防団員及び水道団員の職

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は左の通りである。

教育委員会

選挙管理委員会

人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

監査委員

2 省 略

3 第1項に掲げるものの外，執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は左の通りである。

農業委員会

固定資産評価審査委員会

4～8 省 略

【市町村長】

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（知事及び市町村長）

第139条 省 略

2 市町村に市町村長を置く。

（任期）

第140条 普通地方公共団体の長の任期は，四年とする。

2 省 略

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（一般選挙，長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条 1～2 省 略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は，地方自治法第7条第6項の告示による当該市

町村の設置の日から50日以内に行う。

4・5項 省略

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）

（長の職務を暫定的に行う者）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3 第1項の場合において関係地方公共団体が1であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

【助役】

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（助役の設置）

第161条 省略

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（助役の任期）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

【収入役】

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（収入役・副収入役）

第168条 省略

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務史員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 省略

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8・9 省略

【教育長，教育委員会】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年政令第221号）

（設置）

第2条 都道府県，市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組織）

第3条 教育委員会は，5人の委員をもって組織する。ただし，条例で定めるところにより，都道府県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては6人の委員，町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの（次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。）の教育委員会にあっては3人の委員をもって組織することができる。

（任命）

第4条 委員は，当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で，人格が高潔で，教育，学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものの中から，地方公共団体の長が，議会の同意を得て，任命する。

2・3 省略

（任期）

第5条 委員の任期は，4年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

（委員長）

第12条 教育委員会は，委員（第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから，委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は，1年とする。ただし，再選されることができる。

3 委員長は，教育委員会の会議を主宰し，教育委員会を代表する。

4 教育長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

（教育長）

第16条 教育委員会に，教育長を置く。

2 教育長は，第6条の規定にかかわらず，当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者の中から，教育委員会が任命する。

3 教育長は，委員として任期中在任するものとする。ただし，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条，第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。

4 教育長は，委員の職を辞し，失い，又は罷免された場合においては，当然に，その職を失うものとする。

（教育長及び事務局職員の身分取扱）

第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免，給与，懲戒，服務その他の身分取扱に関する事項は，この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き，地方公務員法の定めるところによる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）

（最初の委員の選任等）

第18条 市町村の設置があった場合においては，法第4条の規定にかかわらず，地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が，従来その地域の属し

ていた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に召集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に召集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務代理者が招集する。

(最初の教育長の互選)

第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。

(最初に任命される委員の任期)

第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあつては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあつては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

(最初の教育委員会の招集)

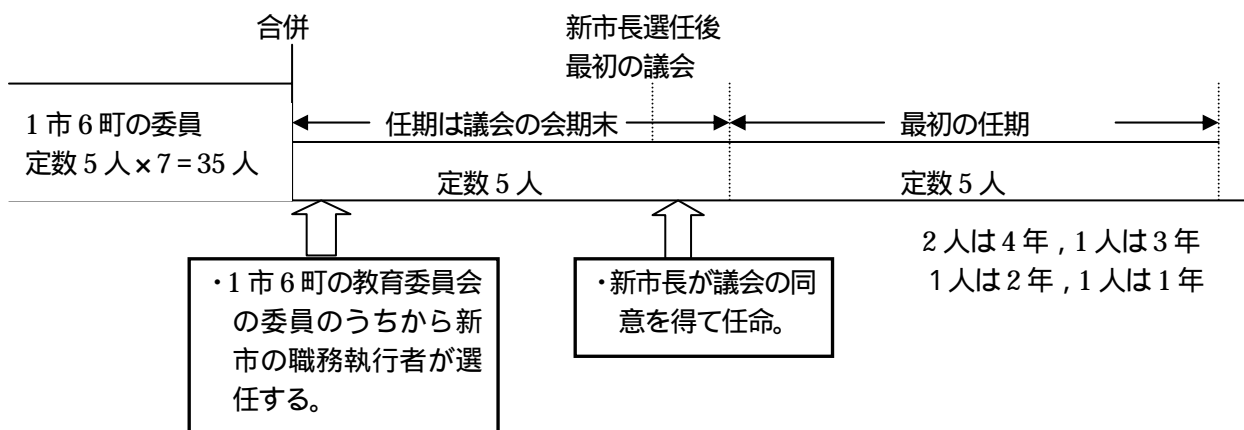
第21条 新たに設置された市町村において、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命された後最初に召集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、当該市町村の長が召集する。

教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)

(教育長の給与等)

第17条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで(条件附任用及び臨時的任用並びに職階製及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。



【選挙管理委員会】

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（選挙管理委員会の設置及び組織）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

（選挙管理委員及び補充員の選挙）

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者の中から委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

3～8 省略

（選挙管理委員の任期）

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

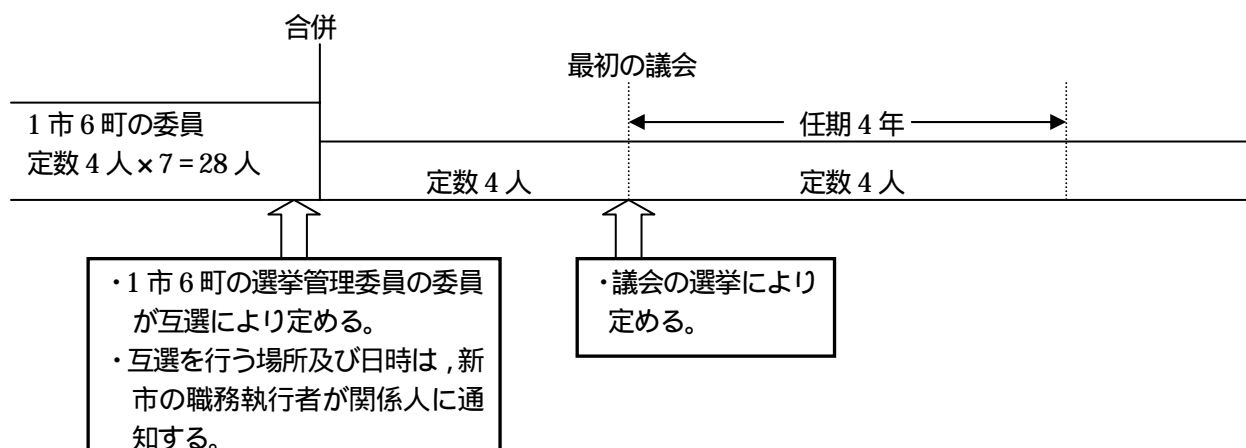
2～4 省略

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）

（暫定的選挙管理委員）

第4条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもってこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がいないときは、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者（これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者）のうちから選任した者をもってこれに充てるものとする。

2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。



【人事委員会・公平委員会】

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（その他の委員会の職務権限等）

第202条の2 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する処置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な処置を講ずる。

2 公平委員会は、別に法律に定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

3～5 省略

地方公務員法（昭和25年法律第61号）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第7条 都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9 省略

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

11～13 省略

【監査委員】

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（監査委員の設置及び定数）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

（選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2～3 省略

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 省略

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

【固定資産評価審査委員会】

地方税法(昭和25年法律第226号)

(固定資産評価審査委員会の設置, 選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

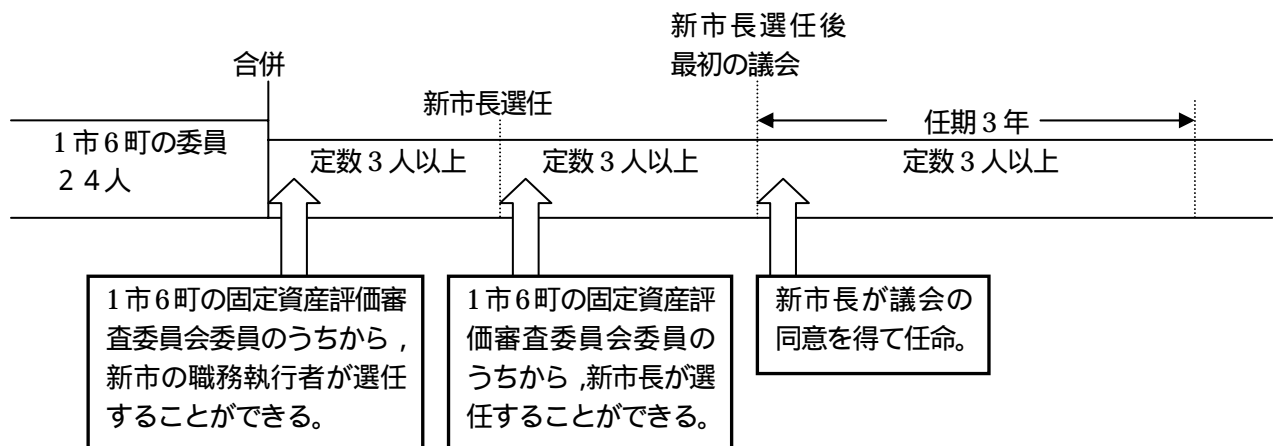
4・5 省略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。

8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査会の委員に充てることができる。



先進事例

【西東京市の例】

[合併協定書]

- 1) 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。
 - ア) 任期は各法令の定めるところによる。
 - イ) 報酬は現行報酬額をもとに調整する。
- 2) 議会議員の報酬現行報酬額をもとに調整する。
- 3) 行政委員会の委員数・任期は各法令の定めるところによる。
報酬は現行報酬額をもとに調整する。
- 4) 審議会・委員会等の付属機関は次のとおり扱うものとする。
 - ア) 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
 - イ) 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
 - ウ) 人数、任期、報酬額は現行の制度をもとに調整する。
- 5) その他の特別職は新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

【さいたま市の例】

[合併協定書]

3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

【新潟市の例】

[合併協定書]

黒崎町の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

【周南市の例】

[合併協定書]

- (1) 2市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについては、市長・町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。
- (2) 2市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。

【加美町の例】

特別職の職員（消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。
報酬の額は、現行報酬額及び他の自治体の例を基に合併時まで調整し、統一する。
- (2) 町議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び他の自治体の例を基に合併時まで調整し、統一する。
- (3) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び他の自治体の例を基に合併時まで調整し、統一する。
- (4) その他の条例で定める各種審議会委員などの特別職の職員については、3町すべてに設置され、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。2町又は1町にのみ設置されているものは、必要性について検討の上、合併時まで調整し、統一する。

協議第 8 号

電算システム事業の取扱い（協定項目 24）について

電算システム事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

| 項 目 | 電算システム事業の取扱い（協定項目 24） |
|------|---|
| 調整方針 | 電算システムの統合に当たっては，「石巻地域電算システム統合化基本方針」に基づき，住民サービスの低下を招かないよう調整する。 |

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

石巻地域電算システム統合化基本方針

1. 基本方針

- (1) 住民サービスが低下しないことを基本とし、低リスク・低コスト、合併時からの安定稼動を最優先としたシステム統合に努めるものとする。
- (2) 合併後各業務に支障をきたさないよう、現在の情報資産の適切な保管に努めるものとし、特に個人情報保護及びセキュリティについては、十分に配慮するものとする。
- (3) 合併時に優先的に統合するシステムは、基幹業務系システム（住民情報系）、内部業務系システム、福祉業務系システム等別紙「1市6町電算システム統合類型及び推進体制」のとおりとし、プライオリティ（優先度）により順次システム統合化を図ることとする。
- (4) 戸籍システムについては、合併前に各団体で同一システムを導入し、合併時に統合するものとする。
- (5) ネットワーク整備については、地域情報化・電子自治体への対応及び将来的な拡張性を考慮して行うものとする。
- (6) パソコン、サーバー、ネットワーク機器など各市町の既存機器については、システム統合後、可能な限り有効活用することとする。
- (7) 今後、合併時までに各市町で導入を検討している電算システム（新規及び修正）については、二重投資の危険性があることから、緊急性を要するものや特殊な事情がある場合を除き、導入しないこととする。
- (8) 主要電算システム（住民情報系）を中心としたデータ統合、ネットワーク構築、機器整備、研修等を効率的に行うため、電算統合プロジェクトチームを組織する。
- (9) 合併後、三年を目途に業務毎に評価を行い、必要な措置を行うものとする。

2. 主要電算システム（住民情報系）の統合方法

- (1) 主要電算システム（住民情報系）については自庁導入・管理運用方式を基本とし、安全性及び確実性を重視し、原則として石巻市の既存システム（汎用機）に合併時に統合するものとする。

3．他システムの統合方法

- (1) 他システムの統合については、別紙「1市6町電算システム統合類型及び推進体制」に基づき、原則として各分科会で統合方法を検討していくこととし、情報化分科会は、安全確実な統合化にむけての助言等を行うこととする。
- (2) 石巻市の汎用機に統合するシステム以外については、新規システムの構築も選択肢に含めるものとする。
- (3) 他システムにおいて、本庁・分庁・支所間ネットワークを利用する場合、別途情報化分科会と協議するものとする。

4．予算措置

- (1) データ移行については、安全・確実でより低廉な方法により行ない、データ移行費用は各団体において措置するものとする。
- (2) 新市のシステム統合費用、開発費用及びネットワーク構築費用、機器整備費用については、別途協議の上定めるものとする。

5．情報化分科会の役割

- (1) 情報化分科会は、合併時まで統合する電算システムの全体進行管理を行う。

6．その他

- (1) この方針に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、幹事会又は専門部会において協議のうえ、決定することとする。
- (2) 各市町担当職員はシステム統合のためのデータ移行時に、各市町の導入業者の協力が得られるよう確実に調整を行うものとする。

1市6町の電算システム統合類型と推進体制

CS-クライアントサーバ, オフ-オフィスコンピュータ, PC-パソコン

Table with columns: 大分類, 中分類, 小分類, 電算化の状況 (各市町からの回答状況), 統合類型, 西東京市事例, 松江合併協事例, 推進体制. Rows include categories like 住民記録, 宛名管理, 戸籍, 住基ネット, 税システム, 国民健康保険, 老人医療, 国保・医療等, 国民年金, 福祉関係, 保健関係, 経済関係, 建設関係, 都市開発関係, 教育関係, 選挙管理委員会, 農業委員会, 総務関係, 全般, その他.

平成15年度導入予定分は含まれていない
西東京市の事例でつけた箇所は、西東京市(田無市+保谷市)が新市発足当初に電算統合を済ませたシステム
松江・八束合併協議会事例で は合併期日まで統合が必要なシステムと決定したもの

統合類型

Table with 2 columns: 統合類型 (A, B) and 説明. A: 合併期日まで統合が必要なシステム(最優先して統合を進めるシステム). B: 今後、スケジュール等も含め検討し、合併期日までの統合するかどうかを決定するシステム.

推進体制

Table with 2 columns: 推進体制 (PJ, 分科会) and 説明. PJ: 汎用機を利用する電算システムについては、主として電算統合プロジェクトチームがシステム統合作業を推進する。 分科会: クライアントサーバ(CS)型の電算システムについては、主として分科会・原課で作業を推進する。

電算システム事業の取り扱いについて

1. 提案の理由

行政事務の多くは電算システムに依存し、現在では欠かせないものとなっている。

1市6町における電算システムの現況について調査した結果、整備状況、導入形態、処理内容、メーカーなど異なる要素が多分にあり、合併し、ひとつの自治体として行政事務処理を行うには、現行のシステムの統合や新システムの構築等について調整が必要となる。

このため、住民サービスの維持・向上の観点、また、新市の一体性の確保の観点及び事務の効率化等を図るため、電算システムについては、合併時に原則として統合稼働する調整案となる。

最優先に考えることは、住民サービスが低下しないこと、低リスク、低コスト、合併時からの安定稼働であり、基本となる統合手法、体制等を示した統合化の基本方針を策定し、スムーズな統合を図るものとする。

また、ネットワーク整備については、本庁、分庁、支所間におけるサービス格差がないよう、また、地域情報化及び電子自治体など将来的な拡張性に対応できる整備を合併時までに行うものとする。

2. 留意点(合併協議会の運営の手引きより抜粋)

住民サービスの維持・向上を前提に、既存の電算システムの統合、新システムの構築を行う。合併市町村の例によると、合併施行日に稼働できるよう予め調整を行っている場合と、合併後当面は既存の電算システムを活用しつつ、できるだけ速やかに統合を図っていく場合とがある。

電算機器等をリース契約で使用している場合は、システム統一に伴い契約を解除し、キャンセル料を支払わなければならないことがある。契約時期は合併関係市町村間でまちまちであることから、解約時期によっては市町村間で多寡が生じる可能性があり、各市町村で予算措置をしなければならないので、この調整を行う必要がある。

3. 他市先進事例

八代地域市町村合併協議会(1市4町3村 人口 151,928人)

住民サービスの低下を招かないように、合併時に電算システムを統一するとともに、公共施設を結んだネットワークを構築する。

(1) 電算システムの統合にあたっては、「電算業務統合における基本方針」に基づき整備するものとする。

(2) 地域イントラネット基盤施設整備事業を活用し、光ファイバーによるネットワークを構築する。

出雲地区合併協議会(2市5町 人口 173,776人)

電算システムの統合については、合併時に住民サービスの低下を招くことのないように、次のような方針で調整するものとする。

- (1) 合併時に円滑な移行ができるよう早期に調整を行い、電算システムの構築を図るものとする。
- (2) 電算システムの統合に係る経費については、極力抑えるよう努めるものとする。
- (3) 電子自治体推進、住民サービスの公平性の観点から地域情報化に対応するよう努めるものとする。
- (4) 今後の電算システムの新規開発については、2市5町間で調整を図りながら行っていくものとする。

篠山市(4町 人口 47,426人 1999.4.1合併)

電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。

ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。

西東京市(2市 人口 175,073人 1998.1.1合併)

当面両市の既存の電算システム(ホストコンピュータ及びシステム)を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。

ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。

さぬき市(5町 人口 57,773人 1999.4.1合併)

新市の電算業務については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。

ただし、単独処理業務システムについては、合併時に調整する。

東かがわ市(3町 人口 37,021人 2000.4.1合併)

電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

議案第4号

石巻地域合併協議会小委員会設置規程について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程を別紙のとおり提案する。

平成15年8月28日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石巻地域合併協議会小委員会設置規程

(設置)

第1条 石巻地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第1項の規定に基づき、石巻地域合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、石巻地域合併協議会(以下「協議会」という。)の付託により、規約第3条に規定する事務の一部について、調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 小委員会の種類及び小委員会の委員の選出区分は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集する。

2 会議は、小委員会の委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

5 前項に定めるもののほか、議事の進行及び傍聴の取扱いについては、石巻地域合併協議会会議運営規程及び石巻地域合併協議会会議傍聴要綱の規定を準用する。この場合において、同規程中及び同要綱中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会の調査及び審議結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 小委員会の委員の報酬及び費用弁償については、石巻地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月28日から施行する。

別 表 (第 3 条関係)

| 種 | 類 | 委員の選出区分 | 計 |
|----------|--|--|-------|
| 第 1 小委員会 | (1) 新市の名称 (2) 新市の事務所の位置 | (1) 規約第 7 条第 1 第 1 号に規定する関係市町の長 7 名 (2) 規約第 7 条第 1 項第 2 号に規定する関係市町の議会の議長 7 名 (3) 規約第 7 条第 1 項第 4 号に規定する学識経験を有する者から委員の互選により選出 8 名 | 2 2 名 |
| 第 2 小委員会 | (1) 議会の議員の定数及び任期の取扱い (2) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (3) 特別職の職員の身分の取扱い | (1) 規約第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する関係市町の議会の議長及び議員 1 4 名 (2) 規約第 7 条第 1 項第 4 号に規定する学識経験を有する者から委員の互選により選出 8 名 | 2 2 名 |

議案第 5 号

石巻地域合併協議会小委員会委員の選出について

石巻地域合併協議会小委員会委員の選出について，協議を求める。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石巻地域合併協議会小委員会委員の選出について

| 区 分 | 氏 名 | 市町名等 | 第 1 小委員会 | 第 2 小委員会 |
|-----------|-----------|-------|----------|----------|
| 1 号 委 員 | 土 井 喜 美 夫 | 石 巻 市 | 7 名 | |
| | 太 田 実 | 河 北 町 | | |
| | 山 下 壽 郎 | 雄 勝 町 | | |
| | 橋 浦 清 元 | 河 南 町 | | |
| | 平 塚 義 兼 | 桃 生 町 | | |
| | 佐 藤 健 児 | 北 上 町 | | |
| | 木 村 富 士 男 | 牡 鹿 町 | | |
| 2 号 委 員 | 佐 藤 健 治 | 石 巻 市 | 7 名 | 7 名 |
| | 神 山 庄 一 郎 | 河 北 町 | | |
| | 高 橋 左 文 | 雄 勝 町 | | |
| | 三 浦 總 吉 | 河 南 町 | | |
| | 若 山 憲 彦 | 桃 生 町 | | |
| | 武 山 吉 夫 | 北 上 町 | | |
| | 石 森 正 人 | 牡 鹿 町 | | |
| 3 号 委 員 | 阿 部 吉 治 | 石 巻 市 | | 7 名 |
| | 馬 場 利 一 郎 | 河 北 町 | | |
| | 藤 本 忠 夫 | 雄 勝 町 | | |
| | 阿 部 仁 州 | 河 南 町 | | |
| | 西 條 一 正 | 桃 生 町 | | |
| | 山 中 祐 弘 | 北 上 町 | | |
| | 阿 部 和 彦 | 牡 鹿 町 | | |
| 4 号 委 員 | 齋 藤 賢 仁 | 石 巻 市 | 8 名 | 8 名 |
| | 武 者 賢 三 | 石 巻 市 | | |
| | 藤 正 | 河 北 町 | | |
| | 生 出 竜 哉 | 河 北 町 | | |
| | 伊 藤 弘 | 雄 勝 町 | | |
| | 生 出 太 一 郎 | 雄 勝 町 | | |
| | 大 橋 三 雄 | 河 南 町 | | |
| | 今 井 多 貴 子 | 河 南 町 | | |
| | 酒 井 一 郎 | 桃 生 町 | | |
| | 高 橋 冠 | 桃 生 町 | | |
| | 千 葉 五 郎 | 北 上 町 | | |
| | 武 山 松 義 | 北 上 町 | | |
| | 阿 部 敏 男 | 牡 鹿 町 | | |
| | 萬 代 壽 一 | 牡 鹿 町 | | |
| 石 垣 仁 一 | 宮 城 県 | | | |
| 小 野 寺 好 男 | 宮 城 県 | | | |
| 合 計 | | | 2 2 名 | 2 2 名 |

第3回 石巻地域合併協議会 日程(案)

1. 日 時 平成15年9月25日(木) 午前9時30分から
2. 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
3. 協議事項
協議第8号の1 電算システム事業の取扱い(協定項目24)について
4. 提案事項
協議第9号 地方税の取扱い(協定項目9)について
協議第10号 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目10)について
協議第11号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)について
協議第12号 一部事務組合等の取扱い(協定項目14)について
協議第13号 町・字の区域及び名称の取扱い(協定項目18)について
協議第14号 慣行の取扱い(協定項目19)について
協議第15号 姉妹都市(協定項目25-2)について
協議第16号 国際交流事業(協定項目25-3)について
5. その他

第1回 石巻地域合併協議会小委員会 日程（案）

【第1小委員会】

1. 日 時 平成15年 9月 6日（土） 午前11時から
2. 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
3. 協議事項 (1) 委員長及び副委員長の選出について
(2) 第1小委員会のスケジュール（案）について
(3) 新市の名称（協定項目3）について
(4) 新市の事務所の位置（協定項目4）について
(5) 次回開催日程について
4. その他

【第2小委員会】

1. 日 時 平成15年 9月 6日（土） 午後1時30分から
2. 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
3. 協議事項 (1) 委員長及び副委員長の選出について
(2) 第2小委員会のスケジュール（案）について
(3) 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目7）について
(4) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目8）について
(5) 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目11）について
(6) 次回開催日程について
4. その他